

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 26 年 12 月 19 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 31 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市人口対策会議の設置などについて」

○（総務）企画政策室薄井主幹

小樽市人口対策会議の設置と人口対策庁内検討会議での取りまとめ内容について、配付しております資料に基づき説明いたします。

まず、資料 1、「小樽市人口対策会議」の設置についてをごらんください。

2 にあります人口対策庁内検討会議についてですが、8 月に設置後、これまで 3 回の会議を開催し、「(1) 役割」の①に記載しております人口動向や今後の施策の方向性などについて、現段階における取りまとめをしたところでございます。

また、3 にあります小樽市人口対策会議につきましては、去る 11 月 28 日に第 1 回目の会議を開催したところであります。活動の期間としては、平成 27 年 10 月末までのおおむね 1 年間とし、その間、全 5 回程度の開催を予定しております。第 1 回目の会議では、本市の人口動向などについて情報を共有したほか、庁内検討会議での取りまとめを提示したものであり、次回以降、具体的な御議論をいただきながら、最終的には、28 年度予算に向けた人口対策に関する意見の取りまとめをお願いしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、会議の委員名簿をごらんください。

会議の設置に当たりましては、人口減少はさまざまな要因が複雑に関係する複合的なものでありますので、各界や公募の委員、全 11 名により会議を構成することとしたものでございます。

続きまして、資料 2 と資料 3 につきましては、先ほど申し上げました庁内検討会議での現段階での取りまとめ資料でございます。

まず、資料 2 の 1 枚目、人口動向のポイントとその要因（推察）等をごらんください。

主な点といたしまして、①では、男性は 20 歳から 29 歳まで、女性は 25 歳から 29 歳までの間に転出し、大きく減少していること、③では、転出先は札幌市がほぼ半数を占めていること、④では、本市に住んで札幌に通う人より札幌に住んで本市に通う人が多いこと、⑥では、本市の合計特殊出生率、婚姻率などがいずれも全国、北海道に比べ低いことなどの状況を人口動向のポイントとして取りまとめたものでございます。

次に、1 枚おめくりいただきまして、2 枚目には、人口減少要因として考えられる要素として、「産業・雇用」「自然動態関係」「子育て環境」「生活環境」に区分し、考えられる人口減少要因を取りまとめたものでございます。

続きまして、資料 3、人口対策の検討に向けたポイントをごらんください。

まず、資料の一番上にありますように、札幌市などへの転出と出生数の減への対応として、若年層の定住化促進が重要であるとの考え方の下、産業振興と子育てしやすい・暮らしやすい環境整備をテーマとし、図にありますように「産業振興による働く場の創出・拡大」「子育て支援と教育の充実」「生活環境の整備」、この三つを大きな柱としたものでございます。これらの相互作用と相乗効果により、図の真ん中にあります「若年層の定着」「婚姻数の増加」「出生数の増加」を図り、社会減少と自然減少の緩和を図ろうとする考え方でございます。

その下の四角の枠内には、少し長期的な視点もございしますが、三つの大きな柱、「産業振興による働く場の創出・拡大」では、地場産業の振興や起業支援、企業立地の促進などの取組を、「子育て支援と教育の充実」では、子育て

て経費等の軽減や子育て環境の整備、教育の充実などの取組を、「生活環境の整備」では、小樽市への居住促進や交通アクセスの充実、人口減に対応したまちづくりなどの取組を、今後の検討に向けたポイントとしてまとめたものであり、今後は庁内検討会議と人口対策会議がそれぞれリンクしながら、具体の事業の立案に向けた議論と検討を進めていくこととしております。

最後に、資料4、小樽市の人口動向等及び人口対策に係る取組状況についてですが、資料2で説明差し上げました人口動向等に関する統計資料のほか、人口対策に係る取組などを取りまとめたものでございますので、御参照いただければと考えております。

○委員長

「平成26年度行政評価（事業評価）の実施結果について」

○（総務）企画政策室安部主幹

資料、平成26年度行政評価（事業評価）の実施結果についてをごらんください。

内容について報告いたします。

まず、資料1をごらんください。

1 ページ目、まず、「1 行政評価の目的」であります。これは昨年度と同じ内容ですが、二つ目の段落にありますように、行政評価をツールとして活用し、一つには、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図ること、そして二つ目には、継続して業務の改善と改革を図るPDCAサイクルの確立により、持続可能な自治体経営につなげることを、これを目的に実施いたしました。

次に、「2 平成26年度の評価内容」の「（1）評価の対象」につきましては、人件費や扶助費などの義務的経費や一般管理費などを除いた537事業を評価の対象事業としております。このうち、今年度に評価を実施した事業は、24年度、25年度に評価を実施した事業の126事業、それから、27年度以降に統一的な観点で評価を行うこととしております団体等に対する負担金・交付金・補助金の228事業、これらを除いた事業の中から2分の1程度の事業数を各部署から選定していただきまして、実施いたしました。その結果、26年度は、99事業の評価を行いました。

次に、「（2）評価の視点」につきましては、各事業につきましては、市が実施する必要性・公共性などの妥当性等、他の関連事業との比較や情勢変化などからの優先性・緊急性、事業の目的に対する有効性、事業を実施する上での効率性の四つの視点から点検を行いました。

その具体的な実施方法といたしまして、次のページをごらんください。

「（3）評価の実施方法」ですが、各部署において事業評価調書を作成することにより自己評価を行う一次評価と、庁内総合評価として評価結果を確定させる二次評価を実施いたしました。

次に、「（4）公表」であります。各事業の目的や必要性のほか、現状や課題に対する市民の皆さんの理解を深めていただけるよう、結果の概要をまとめた集計表と事業評価調書を公表することとしまして、今回、配付いたしました資料の内容全てにつきまして市のホームページに掲載しております。

次に、「3 評価結果」ですが、評価結果につきましては、評価対象事業の中・長期的な観点も含めた今後の方向性としまして、「休廃止・終了」「縮小」「拡充」「要改善」「現状維持」の区分で評価を行いました。この評価結果の区分ごとに評価対象99事業の一次評価と最終的な二次評価との比較をいたしますと、資料1の2ページに掲載の表のとおりになります。

次に、別冊の資料2、結果集計表につきましては、事業評価調書の項目を抜粋しまして、評価結果の概要として取りまとめたものです。

また、さらに別冊の資料3、事業評価調書は、実際に評価作業に用いた評価調書であり、各事業の点検内容、評価内容や判断理由などについての詳細を記載しております。

なお、今回の評価結果につきましては、既に各部に対しまして、新年度の予算編成も含め、二次評価に添った方

向で事業の見直しなどを検討するよう通知を行っております。

○委員長

「石狩湾新港関係の報告について」

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

石狩湾新港に関して 3 点報告いたします。

まず一つ目の報告事項、石狩湾新港長期構想につきまして、先月の11月26日に、最終となる第3回石狩湾新港長期構想検討委員会が開催されました。この委員会で示された長期構想の概要について説明させていただきます。

まず、配付しました資料1の1ページ目をごらんください。

長期構想検討委員会において示された長期構想は、全体で42ページの構成となりますが、その中からポイントとなる部分を抜粋して、当委員会の資料として提出させていただいております。

表紙の中段に、長期構想のキャッチフレーズ、「食とエネルギーで世界と結ぶ石狩湾新港」が記載されております。これは、平成25年12月に開催された第2回検討委員会において、構想の策定に当たっては、夢のあるキャッチフレーズが必要ではないかとの御意見もあり、石狩湾新港の特徴である食とエネルギー、相手は世界ということで追記されたものであります。

次の2ページ目をごらんください。

これは、石狩湾新港の基本目標・方向性からのプロジェクトの整理を示したものであります。

一番左側には、24年12月に策定された石狩湾新港将来ビジョンの基本目標が示されており、「物流」「産業」「防災」「環境」「観光・交流」の五つの分野において目指すべき港湾のあり方が記載されております。

中央は、今回取りまとめられた方向性ということで、今、説明いたしました基本目標を踏まえ、「国際海上輸送機能の強化」「国内海上輸送機能の強化」「地域的特性を活かした産業の活性化」「防災機能の強化と復旧・復興体制の構築」「背後圏との交通網の充実」「環境との共生・循環型社会の形成」「一般レジャー需要への対応」の七つの方向性が示されております。

その下に「小樽港との連携」と記載されていますが、これは前回の第2回検討委員会後に追記されたもので、小樽港、石狩湾新港がともに日本海側港湾として発展していく旨の記載がされております。

また、その右側には、中央に記載されている方向性を踏まえて、プロジェクトとして、「Ⅰ 世界との交易・物流の拠点」、「Ⅱ 国内物流ネットワークの拠点」、「Ⅲ 産業の拠点」として「Ⅲ-①流通型食料備蓄拠点形成プロジェクト」「Ⅲ-②エネルギー総合拠点形成プロジェクト」、「Ⅳ 防災の拠点」、「Ⅴ リサイクルネットワークの拠点」、「Ⅵ 賑わいのある空間の拠点」まで、七つを想定しているところであります。

次の3ページ目をごらんください。

これは、長期構想の総括としてまとめられている部分で、目標年次である20年後から30年後における港湾利用ゾーニング案であります。赤色で示した「物流関連ゾーン」、茶色の「港湾業務関連ゾーン」、黄色の「生産ゾーン」、紫色の「エネルギー関連ゾーン」、黄緑色の「緑地レクリエーションゾーン」、緑色の「環境保全ゾーン」の六つのゾーニングエリアが示されています。

次の4ページ目をごらんください。

この配置は、長期構想のテーマである「道産の食料品を日本、世界へ届けたい」「エネルギーを世界から道内へ届けたい」を達成するために、各地区に物流関連、エネルギー関連、港湾業務関連、防災関連、緑地レクリエーション関連の五つを長期的な機能として配置しております。

次に、石狩湾新港港湾計画改訂素案の進捗状況について、口頭で説明させていただきます。

素案につきましては、現時点において、第3回定例会の当委員会で説明した内容と同じとなっておりますが、前回の当委員会で説明しましたときとスケジュールが変わっておりますので、お知らせいたします。

前回は、母体との協議を26年12月までに調えると説明しましたが、素案の内容について、国土交通省港湾局との調整に時間を要しており、まだ協議が調っている状態ではありません。このため、スケジュールはずれ込んではおりますが、引き続き、北海道開発局、各母体、管理組合の担当で構成する港湾計画改訂検討部会において、目標取扱貨物量などの能力、港湾施設の規模や配置などについて検討を行っているところであります。今後、その検討を踏まえて、管理組合が計画改訂案を取りまとめることとなりますので、その段階で議会に対して、改めて最終案として説明させていただきたいと考えております。

次に、三つ目の報告事項として、平成26年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月20日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく、報告第1号として、平成25年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件について報告があり、認定されました。

○委員長

「色内小学校再編後の学校跡地の利用方針について」

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

色内小学校再編後の学校跡地の利用につきまして、道営住宅の建設候補地として北海道へ要望する方針といたしましたので、その概要を報告いたします。

市では、同校校区内の全町会と保護者の皆様を対象とした地域説明会を2回開催し、再編後の学校跡地を道営住宅の建設候補地として北海道へ要望することについて、市の考え方を説明してまいりました。

しかしながら、いずれの説明会とも参加者が20人程度と少なかったことから、より多くの皆様の御意見を伺うために、各町会の皆様と相談し、町会別説明会の開催、又は回覧文書の配布により、地域説明会で出された御意見や御質問に対する市の考え方を改めて伝えてまいりました。

市としましては、道営住宅の建設用地として活用した場合、市内中心部への居住ニーズに対応できること、また、公の管理による施設が建設されることで良好な住環境の形成につながり、土地の有効活用が図られると考えられること、また、町会別説明会や回覧文書による意見募集で特に皆様から御意見が出されなかったことを踏まえ、色内小学校再編後の学校跡地については、北海道へ道営住宅の建設候補地として要望することとし、本年11月25日付けで、建設部から北海道へ要望書を提出したところであります。

○委員長

「いじめ防止対策の進め方について」

○（教育）指導室主幹

いじめ防止対策の進め方について報告いたします。

これまで教育委員会では、いじめの問題につきまして、小樽の子供たち一人一人が安全・安心に暮らせるよう、相談窓口の開設や定期的なアンケート調査の実施、いじめ問題等対策連絡協議会、研修会の開催など、さまざまな未然防止に向けた取組を行ってまいりました。

このたびは、本市におけるいじめ防止にかかわる条例の制定など、今後のいじめ防止対策の進め方等について報告いたします。

資料をごらんください。

平成23年10月に、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にみずからの命を絶つという事件が起こり、学校や教育委員会等の対応の不手際が指摘される経緯の中で、国は、25年9月にいじめ防止対策推進法を施行、同年10月にいじめの防止等のための基本的な方針を決定し、北海道においては、26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例を施行、同年8月に北海道いじめ防止基本方針を決定いたしました。

また、本市においては、法律で義務づけられている学校いじめ防止基本方針を市内全小・中学校で策定し、豊か

な心の育成を進め、いじめ防止に向け取り組んでいるところでございます。

しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果等から見えてくる本市の子供たちの現状は、特に全道・全国と比べ、携帯電話・スマートフォン等の所持率が高く、使用時間についても憂慮すべき状況にあり、学校、保護者等に携10運動の取組について呼びかけておりますが、なかなか改善が進まず、インターネット上のいじめの増加が懸念されております。さらに、同調査においては、いじめは絶対にいけないことであるという意識を持った児童・生徒の割合についても、全道・全国に比べ低く、規範意識の面での課題も見られます。

これらの現状を踏まえ、本市において、（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例の制定と、小樽市いじめ防止基本方針の制定を進めてまいりたいと考えております。

概要についてですが、（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例につきましては、国や道の条例を参酌しつつ、第1条から、目的、定義、基本理念とともに、第8条では、本市独自の児童・生徒の役割を明記するなど、小樽市の現状を踏まえた内容となるよう文言を整理しております。また、第11条では、小樽市いじめ防止基本方針を、第12条では、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者との連携を図る小樽市いじめ問題対策連絡協議会について、第13条では、教育委員会の附属機関としていじめ防止対策の審議、重大事態発生時の調査等をする小樽市いじめ防止対策審議会について、第14条では、重大事態発生時の再調査が必要な場合に設置する、市長の附属機関である小樽市いじめ調査委員会の設置について定めております。

小樽市いじめ防止基本方針については、4章で構成しており、第1章から第3章までは、いじめ防止等に関する基本的な考え、小樽市の施策、学校の施策など、市や学校の役割、具体的な行動指針等を示しており、第4章では、重大事態への対処に関して細かに示しております。

この二つの素案等については、26年12月26日より27年1月26日までの32日間、広く市民の皆様から御意見をいただくためパブリックコメントを実施することとしており、27年第1回定例会で条例案を提案するとともに、基本方針の原案について御意見をいただき、27年4月1日施行を予定しております。

○委員長

「市内職業高校の再編に当たっての要望について」

○（教育）学校教育課長

市内職業高校の再編に当たっての要望について報告いたします。

資料をごらんください。

本件は、市内職業高校の再編に当たって、北海道教育委員会に対し要望するものであります。

北海道教育委員会は、道立高校の配置や規模の適正化を図るために、毎年、公立高等学校配置計画を策定していますが、その中の後志学区高校配置計画において、「小樽市内の再編について、職業学科の配置の在り方を含めた早急な検討が必要」との見通しを立て、今後に向けて、小樽市内の職業学科のあり方について、地域の意見を伺いながら、できるだけ早く検討していくとの見解を示しています。

このことを受けまして、小樽市教育委員会としては、小樽の伝統や文化、歴史、産業などに見合う、小樽にふさわしい公立高校のあり方について検討を進め、別添のとおり、高校配置計画に係るアンケート調査を実施するとともに、経済団体、PTA団体、校長会等の関係団体との意見交換を行い、要望を取りまとめました。

市内職業高校の再編に当たっては、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校などの教育機関や企業との連携を図り、本市の観光やものづくりなどの産業構造等を踏まえ、1、多くの外国人も訪れる観光都市であることから、外国語や国際感覚、観光ビジネス、接客サービス等について学べる高校、2、国際経済、情報関係など就職に結びつく商都・小樽にふさわしい高校、3、小樽の伝統や文化を生かせるガラス工芸や機械・金属製品などのものづくりについて学べる高校、4、すしやスイーツなど小樽の特色を生かせる食について学べる高校、5、大学進学に対応する高校、これらの教育内容を取り入れた、小樽にふさわしい魅力ある高校の設置を北海道教育委員会に対し要

望したいと考えております。

高校配置計画に係るアンケート調査の結果につきましては、別添の資料をごらんください。

このアンケート調査は、本年 7 月 8 日から、市内の各小・中学校の全保護者を対象に、また、8 月 27 日から 9 月 30 日までの間、市のホームページを利用して一般市民等を対象に実施いたしました。

アンケートでは三つの質問を設定しておりますが、初めに、質問 1 は、希望する学科についてですが、福祉科を希望する回答が一番多く、次いで外国語科、看護科、商業科、工芸科、家庭科、観光・サービス科の順で希望が寄せられ、これらを希望する理由などにつきましては記載のとおりであります。

続きまして、2 ページ目の質問 2 は、普通科設置校について、普通科だけの設置がよいか、その他の学科等をあわせて設置するほうがよいかとの設問ですが、約 6 割の方が普通科にその他の学科をあわせて設置することを希望するという結果となりました。これらの主な意見としては、記載のとおりですが、併設を望む際の希望の多い学科は、外国語科、看護科、福祉科、理数科、商業科でありました。

最後に、4 ページ目の質問 3 は、市内の高校の再編や配置計画について自由記載としておりますが、寄せられた主な意見としましては、「学校の統合や間口の減少には反対である」「普通科の設置校が少ないので増やしてほしい」「商業高校と工業高校は統合しても良いのではないか」「社会のニーズに合った新しい学科を設置してほしい」「総合学科や中高一貫校を設置しても良いのではないか」などがありました。

5 ページ目は、市内の経済団体、PTA 団体、校長会等の関係団体との意見交換で出された意見をまとめたものであります。

総論的な意見としては、「小樽に誇りを持てるような学科があると良い」「高校では、狭い専門家を育てるよりも、いろんなことを経験させるのが良い」「商業科と工業科の統合はうまく行っていない学校が多いので、今あるものをそのままベースにするよりは、市のビジョンに合うような学科をつくるのが良い」などがありました。

また、学科等に関する意見としては、「工芸、スイーツ、日本料理など大きく捉えれば「ものづくり」と言える。学校としてうまく行くかは分からないが、外から人を呼び込める学科だと思う」「国際観光都市としては、観光サービスよりも語学が大切。観光サービスは後からでも学べる。コミュニケーション能力を身に付けることは社会での力になる」「総合学科は多様なニーズに応えられるのではないか。学科も社会情勢に影響されるので、状況に応じて見直しを掛けることも必要ではないか」などがあり、卒業後の進路に関する意見としては、「新しい学校・学科を設置するとすれば、卒業後の出口を見据え、就職や進学につなげる必要がある」「福祉は、雇用はあるが長続きしていないのが現状で、高校 3 年ですぐに就職は難しく、専門学校へ行く方が多い」「観光の街として接客などのスキルがあるという評判になれば就職につながるのではないか」などがありました。

○委員長

「菁園中学校における指定校変更の制限について」

○（教育）学校教育課長

菁園中学校における指定校変更の制限について報告いたします。

資料をごらんください。

本件は、菁園中学校において、近年、指定校変更による入学希望者が増加しており、学校施設の許容範囲である 11 学級を超える入学希望者が出てくるのが想定されるため、当分の間、同校への指定校変更の制限を設けるものであります。

指定校変更を認める基準としては、表 1 に示しております変更理由のとおり幾つかありますが、菁園中学校における具体的な制限としては、「1 制限を行う内容」に記載しております 2 点であります。

一つ目は、地理的理由による変更でございます。

指定校への通学が地理的に困難と認められる場合を除き、指定校と菁園中学校との比較において、菁園中学校へ

の通学距離が近いことのみ理由では、指定校への通学に支障があるとは言えませんので、当分の間、変更は認めないこととしたいと考えております。

二つ目としては、部活動による変更でございます。

指定校に希望する学校部活動がない場合に変更を認めることにしておりますが、菁園中学校のみが実施している部活動はないことから、当分の間、変更は認めないことにしたいと考えております。

2ページ目をごらんください。

表2は、平成24年度から26年度までの菁園中学校における指定校変更の状況について、部活動を指定校変更の理由として菁園中学校に入学した生徒が申請どおりに入部したかどうかの調査結果を含めて示したものです。

指定校変更による入学者は年々増加し、26年度については、入学者の半数が指定校変更による入学となりましたが、いずれの年も、指定校変更の理由としては、部活動が最も多く、次いで多いのが地理的理由となっております。このような状況が今後も続きますと、現在の学校施設の許容範囲である11学級を超えてしまいますので、新1年生の人数を120人に抑えなければならないという状況にあります。

二つの制限を設けた場合の27年度と28年度の入学者の見込みを「2 制限後の入学者見込数」の表で示しておりますが、120人を上限と考えた場合に、27年度は少し余裕があるものの、28年度については115人と、5人しか余裕がなく、校区内への転入や転居を想定しますと、ぎりぎりの状態と考えております。

なお、今回の制限は、当分の間としておりますが、32年度に入学予定者が60人台に減少することに鑑み、31年度までの5年間を一つの目安と考えております。

本件につきましては、来年度の中学校入学に向け、各小学校を通じて第6学年の保護者宛てに周知文を配付するとともに、市のホームページに掲載するなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第12号について」

○（教育）主幹

議案第12号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校及び色内小学校の4校が統合し、平成28年4月1日に開校する小学校の校名を小樽市立手宮中央小学校と定めるため、本条例の別表（1）の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第14号について」

○（消防）大澤主幹

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布され、児童扶養手当法の一部が改正されたことから、小樽市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第7項第1号及び第2号中の引用条項の変更を行うものでございます。

改正内容につきましては、公的年金が受給できる場合の併給制限が見直され、年金額が児童扶養手当額を下回るときは、その差額分を支給するとされたものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第21号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第21号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

年が明けて、アメリカの軍艦が小樽港に来るかどうかわかりませんが、毎年のように小樽に米艦が入港します。ここに核兵器が積んでいるかどうかははっきりしません。アメリカは日本に核を持ち込まないことになっています。しかし、そのような場合は事前協議があるはずだということを今まで言ってきました。その後、核密約の存在が明らかになり、核兵器を積んだ軍艦の寄港については事前協議の対象外だということが明らかになりました。つまり、過去に小樽港に核兵器搭載のまま米艦が入港していたことが可能性として考えられます。このことは、小樽市民の命を危険にさらすこととなります。核兵器は廃絶することが急がれています。核兵器が存在していても、核を小樽に持ち込ませないことは、神戸の例で明らかのように、地方自治体でもできることです。その具体的な手続を定め、条例案として提案するものです。

委員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎いじめ防止について

最初に、いじめ防止の件について伺います。

まず、いじめと認められる件数について、小学校と中学校それぞれでどの程度か、ここ 5 年間くらいで示してください。

○（教育）指導室主幹

文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間で、小樽市のいじめの認知件数について報告させていただきます。

まず、21 年度ですが、小学校では 160 件、中学校では 41 件、22 年度は、小学校で 151 件、中学校で 62 件、23 年度は、小学校で 30 件、中学校で 50 件、24 年度は、小学校で 24 件、中学校では 66 件、25 年度は、小学校で 15 件、中学校で 37 件となっております。

○小貫委員

この数字を聞きますと、小学校では数字が大分異なってくるのですが、これはいじめと認める場合の捉え方が変わってきたのか、統計の手段が変わったのかどうか、それはどうでしょうか。

○（教育）指導室主幹

小学校で言えば、平成 22 年度の 151 件から、23 年度は 30 件と大きく減少しておりますが、これは、それまでは、アンケート等において子供がいじめと答えた件数を出してございましたけれども、23 年度からは、訴えがあった一つ一つの案件をきちんと精査してから数字を出すようにという通知が道教委からございまして、この減少につながったものというふうに思っています。

○小貫委員

つまり、実態が特に変わったというよりも、捉え方が変わったということだと思いますよね。

それで、その内容について重立ったものを説明してください。

○（教育）指導室主幹

いじめの内容についてですけれども、一番多く挙げられるのが冷やかしかからかいとなっております。次に仲間外れや軽い暴力という順となっております。

○小貫委員

それで、いじめが発覚したときにどのくらいの期間がたっていることが多いのか、その辺はいかがですか。

○（教育）指導室主幹

いじめが発覚するまでの期間はさまざまでございます。ですので、一概にこういう期間が一番多いとかということとは申し上げることはできませんけれども、教育委員会としては、やはり早期発見・早期対応ということが大切であると考えております。本市においては、年に 2 回、アンケート調査を実施しておりまして、その都度、教育相談を実施する、それから、いじめ防止強調月間を設けていじめの未然防止に努める、そのような取組を通して早期の発見に努めているというところでございます。

○小貫委員

年 2 回、アンケートをやっているということで、今までに実際、このアンケートによって早期発見がなされてきたのかというのが 1 点、あと、このアンケートが記名方式なのか、無記名でやるのか、そのことについて説明してください。

○（教育）指導室主幹

アンケート調査によっていじめが発見されたというケースは数多く報告されております。特に中学校においては、本人又は保護者からの訴えがなかなか少なくなっておりますので、このアンケートによっていじめが発見され、それで解決に至るといふことの報告は多く受けております。

アンケートが記名か、無記名かということにつきましては、校長の判断で進められておりますが、本市においては記名によるアンケート調査が多いものと認識しております。

○小貫委員

記名か、無記名かというところでいくと、私は個人的には無記名のほうが明らかになるのではないかなと思うのですが、その辺の教育的な分析というか、どちらのほうがいじめが発覚するにはいいかというところで調査などはあるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

調査という部分は、今のところ、私どもはわかりませんが、記名、無記名にはそれぞれの利点があるかと思えます。記名した場合には、即、子供たちへ教育相談などの対応が素早くできますし、また、無記名の場合には、子供たちが、自分の名前が表れませんので、気にすることなくそのアンケートに向かうことができます。どちらも利点があるかと思えますけれども、それについてはやはり学校の状況に応じて判断されるべきものであるというふうを考えております。

○小貫委員

それで、いじめの発覚において、いじめられている子供の安全確保ということが第一になるわけですが、学校での発覚のときの対応というのは、現在、どのようにしているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

先ほども申し上げましたけれども、学校には、学校いじめ防止基本方針、それからいじめ防止に対する組織体制の確立、この二つを求めており、全学校が策定しているところでございます。いじめが発覚した場合などには、まずはいじめられている子供の安全の確保ということが大切でございますので、各学校にあるマニュアルに基づき対応しているというところでございます。

○小貫委員

発覚のときの保護者たちへの通知というのは、どのようにしているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

いじめが発覚した場合におきましては、まず被害児童・生徒の保護者との面談を行います。もちろん加害児童・

生徒の保護者との面談も同時に行われまして、その中で調査結果や今の状況の詳細な報告、今後どのように対応するのか、そういうことを学校側から報告していく、時には学級全体にかかわる問題もありますので、そういう場合は臨時的保護者会を開いて説明するなどの対応をしていくこともございます。

○小貫委員

原則として被害者と加害者の保護者のみへの通知ということになると思うのですが、対策を考える上で、やはり深刻化すればするほど、どこまで該当しない保護者に知らせるかというのはともかくとして、先ほど、学級全体という話もありましたが、やはり広げて知らせていくことも必要なのではないかなと思うのですが、この辺はいかがなんでしょうか。

○（教育）指導室主幹

そのいじめの場合によるのではないかなというふうに考えております。広く知らせることによって、児童・生徒一人一人のプライバシーを守るという部分も必要になってきますし、また、いじめを傍観していたという児童・生徒もおりますので、その児童・生徒たちへの対応と指導ということで考えれば、全体の中での説明ということも必要であろうかというふうに考えております。

○小貫委員

それで、先ほど説明のあった、（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例をつくる基となるいじめ防止対策推進法に関連してですが、この法律の第25条では、「当該児童等に対して懲戒を加えるものとする」とあります。続く第26条では、「出席停止を命ずる」などと厳罰化を明確にしています。先に北海道いじめの防止等に関する条例が北海道で定められているのですが、これらの項目について、北海道の条例ではどのようになっていますか。

○（教育）指導室主幹

北海道いじめの防止等に関する条例では、第26条において、道立学校は学校教育法第11条に基づき懲戒を加えることができると明記されております。

○小貫委員

出席停止の件については、記載はどのようなのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

道の条例では、出席停止についての記載はございません。これについては、道立学校、高等学校が中心となっている道の条例でございます。高等学校には現在、停学処分がございます。そういった点から、市町村教育委員会との役割分担上で記載されていないのではないかなということが考えられますので、出席停止等につきましては、懲戒の中に含まれているというふうに考えております。

○小貫委員

それで、現在もいじめはいけませんよという指導は行っていると思うのですが、しかし、法律で禁止すれば解決するようなやさしい話ではないと思うのです。なぜいじめが行われたのか、いじめを行った子供と向き合っ、いじめをやめさせ、人間的に立ち直れるようにしていくことが教育上必要ではないかなと思うのですが、このことについて見解を示してください。

○（教育）指導室主幹

委員のおっしゃるとおり、禁止したからいじめがなくなる、そうは教育委員会としても考えておりません。やはり子供たちを取り巻く環境づくりが一番大切ではないかと思えます。例えば、学校では、子供たちに、思いやりの心や、相手を考えて行動するというような意識を育てるための道徳教育の充実、それから、自分たちでいじめ問題について考える児童会や生徒会の取組、それから、PTAとの連携を図りながら、ともにいじめについて考える機会を持つ、そういう取組を通していじめがなくなっていくのではないかなというふうに考えています。そういった意味では、いじめ防止対策推進条例を制定する上で、やはりいじめ防止というものに対する意識の向上が図られてい

くものであるというふうに考えております。

○小貫委員

道徳教育の充実ということが挙げられましたけれども、この件については触れないつもりだったのですが、今、答弁があったので触れますけれども、大津市のあの事件が起きた学校は国の道徳教育実践研究事業推進校でした。だから、大津市の調査委員会でも道徳教育の限界ということを示しているわけです。ですから、道徳教育というのは、結局、上からと言っては変ですけども、教員が児童・生徒に教えるという教育方法をとっているわけですから、やはり子供たちが自分たちで考えていくということがいじめの防止には必要なのではないかと思います。その辺は意見として述べておきますが、今後、新たにつくる条例の中で検討していただければいいかなと思います。

それで、この条例についてですけども、私立中学校が小樽にあるのですが、それについてはどうやって対応していく考えなのか、説明してください。

○（教育）指導室主幹

私立中学校につきましては、今後、作成される市の条例にも示すこととなりますけれども、やはり私立中学校の生徒とのかかわりの中からいじめが起きるということもございますので、私立中学校には必要な連携及び協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

それで、最初にいじめの認知件数について聞きましたが、これには私立中学校の分は含まれているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

この数字には私立中学校は含まれておりません。

○小貫委員

北海道の条例の第 7 条についてなのですが、私が読んだ限りではよくわからなかったので、説明してください。

○（教育）指導室主幹

道条例の第 7 条には保護者の責務等が記載されております。その内容を簡単に申しますと、家庭教育の自主性が尊重されるべきことを前提として、保護者はこの教育について第一義的責任を有するものでありますことから、規範意識、生命を大切に他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育を行うように努めるものとするという内容が示されております。

○小貫委員

前提として家庭教育の自主性が尊重されるべきだということがありましたけれども、なぜわざわざそういうことを一言加えて条文をつくらなければいけないのかというところが疑問になるのです。

それで、その家庭教育について、小樽市のほかの条例で定めているようなものというのは、どのようなものがありますか。

○（教育）指導室主幹

家庭教育について、小樽市として条例で定めているものはございません。

○小貫委員

つまり、家庭教育について条例で定めるということは、仮にこの北海道の条例をそのまま参酌するような内容になれば、市の条例としては初めての条例になります。先ほど家庭教育の自主性の尊重ということがありましたけれども、今までも小樽市教育委員会は、携10運動をはじめ、家庭教育の推進というのを広げてきたわけです。それらは条例化をしない中で進めてきました。やはり条例化しないことが家庭教育の自主性の尊重なのではないかと私は思うのですけれども、なぜ条例に定めるという方式をとるのか、その辺はいかがなのでしょう。

○（教育）指導室主幹

いじめに関しては、家庭による役割というのも確かに大きいものがあります。学校だけでいじめを防ぐことはで

きません。また、家庭の保護者等の言動がいじめのきっかけとなる場合もございます。そういうことを考えてまいりますと、やはり子育ての第一義的なものは保護者が一番ですので、まず保護者に、いじめをしてはいけないということを家庭教育の中でしっかりと子供たちに教え、また、家庭教育の中で思いやりの心などを育てていくということを、そういう協力をお願いしていくということがこの条例の趣旨でございますので、こうしなければいけないということではなく、やはり家庭と学校が一体となって子供たちを守っていくということからすれば、この保護者の責務というものも必要ではないかというふうに考えております。

○小貫委員

わざわざそういう自主性の尊重と書くところに今回の条例の破綻が、まだ小樽市は定めていないですからあれなのですけれども、北海道の条例なのですが、疑問になるところがあるんだよなという点です。

質問を変えますけれども、昨年、OECD国際教員指導環境調査というものが行われました。目的と対象について説明してください。

○（教育）教育総務課長

この調査につきましては、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てました、OECD加盟国34か国を対象としたものでございますけれども、この目的につきましては、職能開発などの教員の環境、職能開発といえますのは研修などのことでございます、また、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資することを目的としたものでございます。

また、調査の対象でございますけれども、調査の対象は、中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員ということで、ちなみに日本の参加状況につきましては、全国192校、1校当たりの平均で約20人の教職員が参加したものでございます。

○小貫委員

この調査における平均的な学校の環境について、教員と1学級当たりの生徒数について説明してください。

○（教育）教育総務課長

まず、1校当たりの教員数でございますけれども、34参加国の平均が45人、日本の平均が24人でございます。

次に、1学級当たりの生徒数でございますけれども、参加国平均が24人、日本が31人でございます。

○小貫委員

同じ調査で、教員の勤務時間についても出ています。調査結果を説明してください。

○（教育）教育総務課長

勤務時間につきましては参加国の中で最長となっております、1週間の時間数で申し上げますと、参加国平均が38.3時間、それに対して日本が53.9時間でございます。

○小貫委員

それと、この職能開発、先ほど説明してくれましたけれども、この職能開発への参加の障壁というのは、どのように分析していますか。

○（教育）教育総務課長

この分析につきましては、まず参加国平均では、職能開発の日程が自分の仕事のスケジュールと合わないというものが参加国の中では一番多かったのですけれども、さらに、日本では、参加国平均を上回ります、日本が86.4パーセント、参加国平均が50.6パーセントということで、職務が多忙であることが職能開発への参加を困難にしている状況にあるという分析がございます。

○小貫委員

今、調査結果をいろいろ説明していただきましたけれども、要は、1校当たりの教員数が少なく、1校当たりの児童・生徒数が多いという現状の中で、教員の勤務時間が他国と比べて多くなっている、多忙化しているとい

うのがこの調査結果に表れていると思うのです。

問題なのは、こういうことを放置していると、いじめを早期発見することができなくなる事態が考えられます。そして、いじめの芽を摘み取るということができなくなる。児童・生徒への対応ということを考えていくと、教員の増強、そのためには少人数学級の拡大が求められていると思いますけれども、今、一部の学年で行われている35人以下学級を全学年で実現していくことが、このいじめ対策という点でも大きな鍵になるのではないかなと思います。これについてはどのような見解をお持ちですか。

○（教育）学校教育課長

先般、財務省が、小学校1、2年生について40人以下学級に戻すよう文部科学省に求める方針を示したという報道がございましたが、教育委員会としては、きめ細かな教育を実践する上で35人以下学級の拡充は必要と考えております。また、北海道都市教育長会としても道教委に対し35人以下学級の維持・拡充を要望したというふうに聞いております。

○小貫委員

まとめますけれども、法律や条例で定めるといのは、子供に義務をつけ加えるというのではなく、子供がいじめられないで安心して生きていける権利を有するということが大変重要だと。そして、それを守るための大人の社会の義務と、そういうものが必要なのではないかなと思います。そういう意見を、条例をこれからつくる中でぜひ生かしていただきたいと希望して、この問題については終わりにします。

◎石狩湾新港について

それで、石狩湾新港長期構想検討委員会について伺います。

それぞれプロジェクトが示されているのですけれども、昨年12月に提案されている長期構想案と変更されている点がどういう点かというのは、小樽港との連携が入ったのだという説明を先ほど受けましたが、それ以外にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

小樽港との連携というのがメインでございまして、それぞれのプロジェクトにおいては特にございません。

○小貫委員

長期構想検討委員会はこの第3回で終わりにするということでしたけれども、長期構想はもう固まったと、確立したということで捉えてよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想につきましては、検討委員会の資料として取りまとまっております。今、事務局と委員会の座長とで微修正を行って、最終的には、来年早々には取りまとまるというふうに聞いております。

○小貫委員

それで、報告の資料の2枚目ですけれども、プロジェクトがいっぱい書いてあります。

そこで、今度、新しく改訂される、国に持っていつているという石狩湾新港港湾計画改訂案に具体化されている事業はそれぞれどういうものなのか、示してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

港湾計画の改訂で具体化する事業につきましては、現段階では計画の素案の状態ではありますが、その状態で申し上げますと、「Ⅰ 世界との交易・物流の拠点」というところでは、主に花畔地区のコンテナヤードの再編ということになります。「Ⅱ 国内物流ネットワークの拠点」ですとか、「Ⅳ 防災の拠点」ということについては、主に花畔地区の内貿ユニットターミナルの岸壁等の整備、それから、「Ⅲ 産業の拠点」ということでは、主に西地区の新たなバルク貨物に対応した岸壁等の整備、それから、「Ⅴ リサイクルネットワークの拠点」ということで、主に東地区のリサイクル貨物の輸送の効率化のための岸壁等の計画であるというふうに聞いております。

○小貫委員

それで、報告の資料で、方向性とプロジェクトの関係でいっぱい矢印が飛んでいるのですが、先ほど唯一の変更点だと言われた小樽港との連携という点では、プロジェクトとして具体化が何一つ上がっていないのですけども、これについて、長期構想検討委員会の中でどういう議論をしてきたのか、この辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

小樽港との連携につきましては、両港が道央圏の拠点港湾として太平洋側港湾との競争力の強化をしていくために必要な姿勢ということで考えられるために、平成25年12月に開催されました第2回長期構想検討委員会において委員から意見が述べられて、今回、3回目の検討委員会の資料に追記されたということでございます。

○小貫委員

第2回ではそういう意見が出て、第3回の案で、方向性は連携というところで作るものの、具体案は示さないということで、第3回の検討委員会では議論にならなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

小樽港との連携につきましては、一番下に「○」で書かれておりますけれども、この方向性、「●」にそれぞれ連携してくるということで、プロジェクト全体に係るものということで認識しております。

（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

それで、先ほど港湾計画の改訂の進捗状況についても報告がありましたけれども、次に示される具体的な時期がいつぐらいになるという見通しは立っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今、素案につきましては、国土交通省港湾局と調整を行っております。その調整に非常に時間を要しております。現段階においては、石狩湾新港管理組合からいつになるということは示されておられませんけれども、来年にはそういう形である程度の整ったものが示されるかというふうに考えております。

○小貫委員

それで、前回の総務常任委員会で示された長期構想の素案の短期的という部分が大体、港湾計画の改訂の素案の部分にかかってくるわけですけども、この港湾計画改訂が国で議論されているという状態の中だと、その後、小樽市としても母体としての意見を言うていくことになると思うのですが、長期構想を先に固めていくと、その辺で、後で変更が必要になってくるというようなことはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

長期構想につきましては、20年後から30年後における港湾のあるべき姿という形でございますので、この中・長期のものについて、必ずしも港湾計画にリンクするという形ではございませんので、あくまでも目安として書いております。これを基に港湾計画の改訂の案が出されると思いますので、長期構想への手戻りということはないというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、問題は、石狩湾新港はいっぱいいろいろなことをやりますというのが長期構想や港湾計画の改訂の中身としてあるのんですけども、西地区にバルク貨物に対応するための用地の拡張というものがあります。

それで、北海道の港湾振興ビジョンではバルク貨物はどのように示されているのか、説明をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

北海道の港湾振興ビジョンの中では特定の港という形で示されていないかという認識はしております。ただ、大口のバルク貨物ということで、釧路の穀物ですとか、そういう主体的なものは示されているかと。それぞれの港の部分はデータ等で示されているという状況かということで認識しております。

○小貫委員

国際バルク戦略港湾に選定されたということで、釧路港としてもバルク貨物を輸出しようという動きになってくると思うのですけれども、これから整備して。そういう中で、北海道全体の連携、役割分担を考えたときに、いろいろ石狩湾新港につき込むというのはすごく夢のある話なのですが、結局、つくったはいいけれども使われないということになってしまわないかというのが、税金を使うわけですから一番不安なわけですし、その辺について、道全体の調整というのはどのようにやっているのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

道内他港湾との関係ということで、国土交通省港湾局でも当然、北海道の港湾がどうあるべきかということは大切な視点であるというふうに考えておりますので、その辺は他港湾の物流を阻害しないような形で、適切な配分がなされるように検討されるものということで理解しております。

○小貫委員

要は、国や道が勝手に検討するのだと、その検討結果を市はもらうだけだというような答弁に聞こえたのだけれども、いざ石狩湾新港を整備するということになれば、これは税金が投入されるという話で、そこは国や道がチェックすればいいという話なのではないでしょうか。小樽市としても、しっかり全体的な連携を見て、本当にそれでこの事業が成り立つのかというような意見を言っていかなければいけないのではないかと思います。それはどうですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

現在、港湾計画の検討部会というものが進められておまして、その中では推計貨物の蓋然性ですとか、既存港湾施設の活用という部分の内容は、十分に我々も中身を確認して、その妥当性をよく検討しながら、我々としての判断というのは考えていきたいというふうに思っております。

○小貫委員

その蓋然性という問題は、前回の代表質問の答弁にもあったのですけれども、この既存港湾施設の利用状況、推計貨物の蓋然性というのは、今、答弁がありました。それらを総合的に勘案した上で港湾計画の改訂について同意するかどうか判断するのだというのが第3回定例会での答弁でした。その後、どのようにデータをそろえているのか、総合的に判断しているのかというのはどうなのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

その辺のデータの整理につきましては、今、話したほかに母体の財政状況がございますので、施設計画の概算事業費の内訳の確認ですとか、それぞれの貨物、細かい貨物の推計方法については、新港管理組合に対して引き続き確認を行っているところでございます。

○小貫委員

既に、港湾計画の素案の段階の数字は、市で管理組合からいただいているということではないのでしょうか。しかし、今、国との調整をやっているから、一般的には示せない、議会にも示せない、そういう段階なのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

管理組合の考え方として、数字につきましては我々もいただいておりますけれども、それにつきましては国と十分調整しているところでありますので、その数字が当然、変更になる可能性もあるというところで、議会に対しては示される状況ではないということで御理解願いたいと思います。

○小貫委員

数字はいただいていると言った。ただ、それは公表できない。それならば、その数字に対して今、小樽市がどういう見解を持っているのかというのは、示すことはできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

その数字に対しまして、本市といたしましても、例えば西地区の輸出米の関係ですとか、産業機械の風車の関係

ですとか、確かに御指摘がありましたので、その辺につきましては、本当に具体的なものなのかどうかということも、我々としては判断しているところでございます。

○小貫委員

◎新・市民プールについて

新・市民プールについて、1点だけ。

現時点では整備着手のめどを立てることができないというのが、新谷議員の代表質問への答弁です。一方、現在、土地を探しているのですが、そのときに適地があったとすると、その場合、土地の先行購入・取得はあり得るのか、これについてどうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

土地につきまして、現在、情報をとりながら、どうしようかということで行っているところでございますけれども、なかなかよい土地は見つからないという状況でございます。仮に適地といいますか、いいところが見つかったとしまして、その土地の状況によってさまざまな対応が考えられますので、具体的な話が出た段階で判断して、また市長部局とも相談していきたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

でも、副市長が、今、土地を一生懸命探しているのだという答弁を再質問に対してもやっているわけですよ。ところが、土地を探した結果、これはいいところになったのだけれども、そのときに、お金がないから今はダメですよとなったら、今まで職員が汗水垂らして探してきた人件費が無駄になるのかという話にもなりかねないと思うのです。だったらいっそのこと、こういうことを言うてはいけないけれども、探さないでほかの仕事をやっていたほうが効率的なわけだから、現在、探しているというのだったら、適地があったら先行購入するというのが職員の有効的な仕事の使い方なのではないでしょうか。その辺はどなたが答えるのでしょうか。

○（財政）財政課長

職員の有効な活用ということでは私からは答えられませんが、公共用地の先行取得ということで話をさせていただきます。プール用地ということではありませんけれども、一般論ということで答えさせていただきます。

公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得することが認められておりますので、そういう手法によって実施してきた事業というのは、これまでもあるところでございまして、用地取得に緊急性があるということになりますと、先行取得することは可能でありますので、そういう意味では、職員がやってきた事業は必ずしも無駄にはならないというふうに思っております。

ただ、昨年度、地価の下落傾向の中で用地を先行取得する意義が薄れてきたという意味もございまして、土地開発公社、土地開発基金をそれぞれ解散、廃止してきたところでございまして、先行取得するためには、財源の問題ですとか、事務的な問題といった課題もあるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、公共用地の先行取得は制度がございまして、そういうことを行う際には、必要性、緊急性を十分に検討して考えていかなければならないものというふうに考えております。

○小貫委員

要は、可能ではあるけれども、生涯スポーツ課長が答えたのと何ら変わりがないということだと思っておりますよ、今の答弁は。可能は可能だと。

ただ、中心部で適地ということになると、かなり便のいいところになると思います。そこでしっかり土地を購入して貸出しする、短期間で貸出しするなりなんなりという方法は考えられる話だと思います。

前回も、前々回も取り上げましたけれども、不便なところに建てて、それこそ利用客が少なくなってランニングコストがかさむというほうがよっぽど無駄な事業になりかねないのですから、やはり適地に建てて、いっぱい利用客に使ってもらうということが重要ではないかと思うので、その点も要望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎防災について

まず、防災について質問させていただきます。

17日、18日と数年に1度の吹雪が予想されまして、予算特別委員会も5分の繰上げで、過ぎてみれば、小樽はそうでもなかったなということで安心しました。一方で、道東の釧路や根室のほうでは相当被害があったようで、それに関連して、避難所のことで伺います。

土砂災害など自然災害の部分の避難所の件については、代表質問でもさせていただいたのですが、実際に避難所が開設するまでの流れ、例えば誰があけて、その後の運営について、大まかな流れで結構なので、まずお示しいただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

避難所の開設から運営までの流れについてでございますが、市内各公立小・中学校の避難所ごとに、近隣に居住している市職員を避難所開設員としてあらかじめ指名しております。この開設員が避難所を開設した後、住民対策部住民班の職員と町会役員などととも運営に当たることとなります。この住民対策部でございますが、部署といたしましては、生活環境部、医療保険部、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局の職員で構成されるものでございます。

○酒井委員

開設後、運営というか、そこでのいろいろな対応をしていただくということで、住民対策部というのにその運営に当たっていただけるということでした。

それで、心配なのが、例えば忍路・蘭島地区、それから銭函地区、中心部から離れた部分については、やはり職員の方、住民対策部の方々の到着が遅れる、あるいは到着できないということが考えられると思うのです。その対策についてはどのようにしているのか、お示してください。

○（総務）半田主幹

運営に当たる職員が被災ですとか、道路状況によって到着に時間がかかることは確かに想定される事態ではあります。その際につきましては、開設を担当した職員と、先ほど申し上げた町会の役員の方に、一定時間運営に携わっていただきたいというふうに考えております。

○酒井委員

そういうことであれば、一回、訓練というか、そういう部分も行っているのかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（総務）半田主幹

運営にかかわる訓練につきましては、今後、避難所運営マニュアルの作成作業に入りたいというふうに考えておりました。このマニュアルをできるだけ早く作成した上で、訓練について実施してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ということは、運営マニュアルができた後に、それをベースにしてということなのですね。

この間、17日の夜だったのでしょうか、銭函も、中心部もそうだったのですが、相当水がたまって、フェイスブックを見ていたら、成田委員のフェイスブックで、遮断されるのではないのかというようなところもありました。例えば、それによって停電が起きるなどという話になってくると、やはり避難所をあけていただいて、運営していただくというか、そこに皆さんが集まってくるということが考えられます。そうなってくると、やはり運営マニユア

ルを早急につくっていただいて、町会の皆さんにもお願いを当然するということなので、町会の皆さんにも早めに体験していただくというか、そういうことをやっていただきたいと思います。

それと、無線機を各避難所に設置していただいておりますが、これについても、使い方の指導といったこともやられてきたのか、それとも、これからなのか、お示しいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

無線機の操作の訓練等についてでございますが、現在まで無線機操作の訓練は行っておりません。先ほども話がありました避難所運営マニュアルの中で、避難所運営に係る体制などを整理していくこととなりますので、そのマニュアル完成後の訓練の中で、無線の操作についても訓練を行っていきたいというふうに考えております。また、避難所になります小・中学校等にも、現在、簡易な操作マニュアルを置いているのですが、改めて運用のためのマニュアルなどを作成して、操作方法などについて周知してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

早めにやっていただきたいと思います。

◎いじめ防止対策について

次に、いじめ防止対策について伺います。

まず、先ほどの報告の中で携10運動の件も触れられていたので、その件について伺います。

携10運動が推進されているものの、改善が進まないということで報告の資料にありましたが、これまでの携10運動の取組と、課題ですとか、今後の取組についてお示しいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

携帯電話を午後10時以降に使用しない、午後10時以降は自分の部屋に持ち込まないなどのルールを決めた携10運動を教育委員会等は進めてまいりましたが、具体的なそういうルールを示したことによって、やはり子供たちの携帯電話の使用時間に対する注意喚起にはつながっていったのだろうというふうには思っております。

しかしながら、携帯電話の使用については、やはり家庭によってルールがさまざまです。ですので、共通のルールの下に適切に携帯電話を使用する、そういった指導の徹底という部分であれば、そういう部分については不十分であろうというふうに認識しているところでございます。そのようなことから、ただいま、小中学校情報モラル対策委員会を中心として新たなルールづくりを進める、また、各学校のPTAとの連携を図りながらそういうルールを徹底させていくなどの取組を今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

それで、報告の中にもありましたが、いじめは絶対にいけないことだと答える児童・生徒の割合が全道・全国に比べて低いという状況でした。これについての認識を伺います。

○（教育）指導室主幹

いじめはいけないことだということで、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の中にそういう項目がありまして、その項目の回答結果によりますと、いけないことだというふうに回答した子供の割合が、本市の場合は全国・全道の子供たちよりも低かったと、いじめに対していけないことだという認識が薄いという結果が出たものでございます。

それを受けまして、なぜそういう現象が起きて、今後どうしていくかということにつきましては、学校や家庭において、例えば人を傷つけることはいけないことだ、いじめはいけないことだという倫理観、まずそれをきちんと小さいころから育てていくことが必要だと思います。

また、さまざまな活動を通して、人を思いやる心や、命を大切にすることを育てていく取組というものも必要だと思いますし、学校などにおいては、教室の中や集団の中で自分は大切にされているのだ、自分は大事な存在なのだということを思う、自己存在感というものを実感できるような環境づくりがいじめ防止につながっていくもの

であると、いじめはいけないことだという意識の高まりにつながっていくものだというふうに考えております。

○酒井委員

いじめ防止対策推進条例、これができる、意識の改革といましようか、意識が高くなる一方、今度、見えないうちでいじめが始まるということも考えられます。そういうことを考えると、やはり学校だけではなく、家庭だけではなく、地域が一丸となっていじめの防止に努めていかなければいけないというふうに思います。それについて、今までもやってきたとは思いますが、例えば地域との連携、家庭との連携、今までの取組と今後の取組などがあれば、御紹介いただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

教育委員会では、いじめ防止にかかわってこれまでも、先ほども申しましたけれども、さまざまな取組を行ってまいりました。特に、11月をいじめ防止強調月間として、子供たちにはいじめ防止標語づくりをさせたり、地域や保護者にその内容を周知したりすることで、いじめに対する意識の向上と高まりを求めることを行っております。さらに、今年度は、初めての取組として、11月30日に、市内の小・中学生57名が参加したいじめ防止サミットというのを実施いたしました。その中で子供たち自身がいじめ問題を考えて、いろいろな学校の取組を知って、それを自分の学校に戻ってさらにそれを生かしていくというようなことを狙いとして進めておりましたけれども、最後にいじめ防止宣言ということで、リーダーが集まって、相談しながら、協議しながら宣言文をつくったのですが、ある中学校の男子生徒が、大人もいじめをやめなければいけないねというふうに言うておりました。まさしく、委員がおっしゃったように、大人もやはり一緒になっていじめについて考える、そういう機会というのは、私は大切であるというふうに思っておりますので、この条例を機に小樽の子供たちがより安心して暮らせるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

先ほども申したとおり、見えないうちでいじめというのも実際あるのかなと思います。ただ、いろいろな取組をされていまして、例えば、アンケート調査も2回やっているんですとか、機会があるごとにいじめの部分に、直接的ではなくても、間接的でも、子供たちの状況を把握できるような仕組みもつくっていただいて、いじめをなくす努力をしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

◎人口対策について

次に、人口対策についてです。

これも先ほど報告がありまして、これから議論されていくということなので、あまり答弁ができないのかもしれませんが、要望として伝えておきたいというふうに思います。

報告の資料を見ますと、人口の動向について地域性があるなど感じております。特に、就業の部分については、市外への流出率では、銭函・桂岡については49.5パーセントと最も高く、「札幌のベッドタウンとしての位置付け」の記載もありました。

そこで、要望なのですが、小樽市人口対策会議では、小樽全体の人口対策はもろんなのですけれども、この地域性にもぜひ注目して議論を進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

具体的な部分は確かにこれからというところもありますし、基本的には地区、地区に分けてという考えでは今のところはございませんが、御質問の中にもありましたとおり、銭函地区の市外での就業率が約半数という地域特性でありますとか、あとは、全市の話になりますけれども、転出の約半分が札幌への転出という状況、それから、毎日、7,000人なり8,000人の方が札幌と小樽の間を仕事で行き来しているということで、やはり札幌との関係というのは非常に密な部分もありますし、札幌市に隣接しているほかの自治体はやはりベッドタウンということで機能しているようなところもございますので、そういった意味では、銭函の地域特性という部分は、今後、検討ポイント

の一つとしてあり得るかというふうなことでは考えております。

○鈴木委員

◎石狩湾新港について

それでは、第 3 回石狩湾新港長期構想検討委員会資料からお聞きしていきたいと思います。

まず、1 枚目をめくって、「防災」というところがございます。「バックアップ機能を有する復旧・復興の拠点となる港湾」ということでございますけれども、これは石狩湾新港に何か特殊な機能を持たせるということなのか、このことについて御説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

ここに書かれておりますバックアップ機能につきましては、太平洋側港湾の被災時において、日本海側港湾として物流の代替機能が確保できるようにということで、震災に強い岸壁の整備などのハード事業ですとか、食料の備蓄機能を強化するなどのソフト事業を組み合わせながら、施策を展開していくということを目指していくべきだという中身だというふうに聞いております。

○鈴木委員

簡単に言うと、太平洋側が被災した場合、日本海側のこちらでやるというだけの話なのですか。有事のときだけということなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

防災という観点でいきますと、有事のときということがメインになります。ただ、物流という観点では、日本海側の物流機能をパイプとして太くしていこうというような形であるというふうに聞いております。

○鈴木委員

そういった意味では、今、おっしゃったように、北海道の場合、太平洋側に貨物量が大変偏っています。そういった中で、日本海側、特に石狩湾新港を中心としたこの日本海側、小樽港も含めてなのですけれども、こちらのイニシアチブをとっていく方策として、もう少し強い意志を感じる何かがこの中にあるのでしょうか、物流を増やしていくという。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

その辺につきましては、小樽港との連携ということで、太平洋側の港湾が物流の約 8 割を占めるということで、非常に偏った状況でございますので、被災時もそうですし、物流の多重性ということでは、日本海側港湾の機能を強化していくというのが必要だということ聞いております。

○鈴木委員

新港の件ですから、今、ここでこうしてくれ、ああしてくれと言っても、それは新港管理組合議会もありますのであれですけれども、先ほど小貫委員からも出ましたが、今回、小樽港との連携ということが第 2 回検討委員会から入れられたという話でございまして、そういう話が出てから入れたと。懸念しているのは、小樽に二つの港があって、いつも言われるのですが、すみ分け等をしっかりして、両方で繁栄していこうということなのです。けれども、ある意味ではライバルというか、同じ小樽にありつつもやはりライバルでありますし、機能分担をするということで最初に話があっても、実態は機能分担という形にはなかなかないのではないかという気がします。そういったことも含めて、そこら辺の仲を取り持つというか、新港と小樽港とをそれぞれ発展させる、こうやって連携していくというところはどのような方法でやっているのかというのをもう少し詳しく説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

具体的にという御質問ですけれども、この二つの港で物流機能を拡充できるように、連携したポートセールスを強化していくということでやっていくですとか、先ほど災害の話が出ましたが、災害の件につきましては、これか

ら国土交通省において、港湾の事業継続計画という形で、災害が起きたときに港湾活動が支障なくされるようにというような計画もつくるといわれておりますので、その辺を連携してつくっていくですとか、その辺の連携はこれから強化していかなければならないものというふうには考えております。

○鈴木委員

お願いになりますけれども、小樽港と共存共栄を図ってやっていただけるということで、今回、改めて小樽港との連携というのが入ったのだと思いますので、その点を留意されて、しっかりやっていただきたいということをお伝えください。

次に移りたいと思います。

◎小樽市人口対策会議について

小樽市人口対策会議設置についての御報告がありました。これについて何点かお聞かせいただきたいと思います。まず一つは、この報告の資料 2、1 ページの⑦であります。

「有効求人倍率などの雇用環境は好転しているが、小樽に比べ札幌の賃金条件が良い」となっております。これは、まさに私も心配していたところなのです。というのは、もともと小樽は企業の景気が悪いと。景気が悪く、例えば高校生の方にとっては、卒業したときに募集をかけていただけないということで小樽に残れないとか、就職したいのだけれども就職先がないということで仕事のないまま小樽にいる方がおられました。それで、何とか景気が好転して、小樽の企業が、建設業などは今、好況なのですけれども、そういうところが募集をかけて、そして、そういうことになれば小樽に残る、要するに、高校生の方が就職したいなと思いましたが、そこに残るといふように思っておりました。しかし、例えば、小樽工業高校の例をとりますと、今回、募集をかけてもたった 1 人しか来ないとか、皆さん、札幌圏などいろいろなところに行くわけです。というのは、同じ職種を目指すと、小樽の企業より、札幌などは賃金体系がいいとか、労働条件が多少いいとか、そういうことになりまして、同じく景気がよいというふうになったのに、小樽よりもっといいのですね、外のほうが、大きいところ、特に札幌ですけれども。そうなったときに、その方たちが出ていく。だから、景気がよくなったにもかかわらず、加速度的にもっと若い方がいなくなる。これが少しびっくりした現象であります。

そういったときに、まさか市として小樽の企業に、安倍内閣が言うように、賃上げしろと言うわけにはいかないと思うのです。なかなか労働条件など雇用の条件を提示するわけにはいかない中で、そういった中でも小樽に住んで、就職して住みたいとか、小樽にいて何かを成し遂げたいとか、賃金体系が悪いけれども小樽にいたいと思うような部分が、キャリア教育なども含めてなのですが、小樽のよさ、昔みたくふるさと志向で、親がいて、何世代もいて、両親、祖父母とも離れたくないから、それならば自分もいなければならないとか、やはりそういった感じというのは、今、核家族化でありまして、少ないというふうにあります。ですから、条件さえよければ、本当にばっつと行ってしまふ。

そういうところがこの中に織り込まれていないのですけれども、そこについてはどうお考えかということをお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今の御質問の中にもありました景気の話でいきますと、これまでも、今、委員からもありましたとおり、景気がよくなると、全国的な傾向ですが、東京のほうの転入超過数が多くなるというような、そういう状況も聞いているところでございます。

それから、地元志向の部分でいきますと、先日、聞いた話の中では、例えば、高校を卒業された方で女性の方はわりと地元志向が強いと。ただ、男性の方は女性よりは、地元小樽というよりはもう少し範囲が広くて、札幌あるいは道内というような、そういう志向も聞いているというような状況でございます。

今、御質問がありました部分につきましては、具体的に事業として、考え方としてまだこの中に盛り込んでい

という状況ではございませんけれども、例えば、資料 3 に記載しております「若者などへの地元就労支援」ということで、これまでも取り組んできております企業見学会やインターンシップ、企業との懇談会など、そういった事業にいろいろ取り組んできているところでもございます。今後に向けては、具体的な部分はこれからになりますけれども、小樽の企業にはこういう企業があって、こういう内容をやっているというようなところをもう少し広く知ってもらおうというような部分も大事かというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員

こういった形で資料を読ませていただきました。すごく参考になるというか、逆に言うと、こういうことしかないのだと思うことが詰まっております。ただ、一つ思うのですが、これで人口対策会議に投げかけて、そして結論をいただき、市にフィードバックするという事になったときに、やはり予算をかなり伴うものとか、盛りだくさんというものが出てくると思うのです。その中で、市でその施策を抜粋するのか、選択するのか、その取扱いはどうお考えなのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

具体的な議論はこれからになりますので、いただく御意見のボリュームといった部分は、今の段階ではなかなかわからない部分もあるのですけれども、どちらにいたしましても、民間の方にも入っていただく会議でいただく御意見でございますので、そういったものを人口対策庁内検討会議の中に一度フィードバックして、検討させていただいて、最終的には取捨選択ということになるかと思いますが、そのような議論と検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

そうしますと、人口対策会議の中で、優先課題というか、これだけはやっていただきたいとか、そういう優先順位のつけ方とか、そういうこともお考えなのではないでしょうか。というのは、押しなべてこれをずっとやってくださいとなりますと、当然、全部できるわけではないと思います。その中にこの部分のこの施策だけはやらなければならないという、その強いものが出た場合、そういう取り上げ方をするのかどうかということはどうお考えですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

民間の方にも入っていただく人口対策会議の中でそのような優先順位がつけられるという形になれば、それを十分踏まえた上で検討したいと思っておりますし、基本的な考え方として、庁内検討会議の中でもそうなのですから、今、委員がお話しになったとおり、いろいろな事案があると思うのですが、やはり予算も絡むものですから、全ての事業を行うことは非常に難しいという部分もございますので、そのあたりを、どういったところに予算なり、予算が関係ないにしても、重点としてポイントを置いていくのかというあたりは考えなければならないと思います。

もう一つは、今、国でさまざまな、まだ具体になかなか見えてこない部分もありますけれども、財政支援の話なども出てきておりますので、そういった部分を踏まえながら、最終的には判断していくことになるかというふうに考えております。

○鈴木委員

そういった形で進めていただきたいと思っております。

蛇足ですが、「本市の人口性比は全道35市の中で2番目に女性の割合が高い（男性が少ない。）」とありますが、これはどういう要因なのでしょう。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今の部分は、女性の比率のほうが圧倒的に高いという状況でございますが、正確な原因や理由という部分は、正直、わからないところもあるのですけれども、推測されるのは、やはり男性が少ないということですので、職を求めて市外に転出されている方の割合が道内の他都市と比べて高いのではないかというようなことでは推測しているところでございます。

○鈴木委員

それでは、三つ目の件に移ります。

◎菁園中学校における指定校変更の制限について

菁園中学校における指定校変更の制限についてということで御報告を受けました。

これを簡単に言うと、菁園中学校に指定校変更を、ある程度、許容範囲というか、自由にしていたら、教室というか、校舎が満杯になって入らないと。

(「そんな人気のある中学校があるんだな」と呼ぶ者あり)

それで、地理的理由と教育的理由を基に、この件についてきちんと適用をして、そういうことが起こらないようにするという事なのではないでしょうか。

○(教育)学校教育課長

今年度のように半分の方が指定校変更で入学するという形で、今後、120人を超えるような方が入学してくるということになると、現在の学校施設の許容範囲である11学級を超えてしまうということで、ただ上物だけの話だけではなく、やはり当然、増築というような簡単な話でもありませんし、そういったキャパシティーで対応できなかった場合には、例えば、特別教室を普通教室に転用しなければならない、図書室を半分、普通教室にというようなことが出てくると、菁園中学校の教育環境が悪化するということが想定されるため、そうならないように制限を設けたところでございます。

○鈴木委員

このことについては、前々から教育委員会に話があったと思うのです。菁園中学校に指定校を変更する、一つの理由は地理的要因とか、それから吹奏楽ですか、部活動の件で。ところが、それ自体が緩いと、緩いというのですか、ある程度、そういう話で持っていけば、指定校変更は容易にできるというような話がPTAというか、保護者の間では流れておりました、実際問題。それで、平成26年度まではある程度緩やかとかいうか、それほど厳しく裏をとるといふか、きちんとそういうふうにしなくて受けていたのです。ところが、ふたをあけたら、今年度すごい数の方が指定校変更に来たと。それで、困ったということになったわけなのです。

今まで、例えば、中学校1年生の方については緩やかで、そういった形です。ところが、来年度入ろうと思った方は入れなくなった。本当は、指定校はこんなに簡単に動かせるものではないし、だめなのです。それははっきりしていて、保護者の方もわかっています、本当は。

そこで、指定校変更の制限については菁園中学校だけなのか、今後、指定校変更の考え方そのものがこういった形になるのか、それをお聞きしたいと思います。

○(教育)学校教育課長

今回の制限につきましては、菁園中学校のみということで考えております。当分の間、この制限をしていくのですけれども、基本的には指定校に行っていくというのは将来的にも変わらないところでございます。ただ、いろいろな理由があって認められることもございますので、その辺は適切に運用してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

やはり子供が絡むことです。ですから、例えば、昨年まではうまくいったね、今年から厳しくなったね、それでは本当はだめなのだろうなと思います。保護者の方にとっては、今年、だめなんだってね、参ったねという方もいるかもしれませんが、やはり子供にしてみれば、来年、例えば菁園中学校に行くことになっていたよという思いがある中で急にだめになったということもあるのだろうし、一番は、今後、学校適正配置が終わった後も、こういうことが起こってくるだろうというふうに思います。それと、保護者の方にはあれですけれども、やはりいろいろな策を使って、実際、行使する方が出てくる、そう思います。例えば、プラスバンドというか、部活動の件だけでだめならば、今度、違ういろいろな方法をとる。だから、そういうことも含めて、しっかりこういう条件を確

認するのかということをお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今回示した菁園中学校における指定校変更の制限を設ける際にも、いろいろ私どもも検討いたしました。例えば、部活動を理由として入学したいという場合、ほかの市では、小学生のときそのやりたい部活動の少年団活動をしてきたとか、そういったところを確認したり、あと、小学校の校長から推薦文をもらったり、そういった取組をしているところがあることもわかりました。そういった中でいろいろ検討した中では、今回、キャパシティーをオーバーするという教育環境の悪化を防ぐというところでは、やはり制限しなければならないというところがございます。また、この資料にも示したとおり、一応、平成31年度までの5年間を一つの目安としております。それ以降につきましても、校区内の人数が落ちるとはいえ、実際に今年度のような指定校変更の人数が来ると120人を超えてしまいますので、今後、この制限を解除するに当たって、この5年間のいろいろな状況を見ながら、また、ほかの学校でも、指定校変更の状況とか、当然、この学校に行きたいからこういう理由をつけるのではなく、こういう理由があるからこの学校に行きたいというところをやはりきちんと保護者の方にも理解していただきながら、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

まさに、今、おっしゃったことを言いたいのです。というのは、なぜ菁園中学校にこれほど生徒が集まるのかです。それは、例えば、吹奏楽部に入らなくても、入ったふりをしてでも行きたい。そして、いろいろな理由をつけてでもここへ行きたい。ここがすばらしいのか、それとも、本来行くべきところが嫌なのか、そこを考えるべきだと思うのです。言い方は悪いですが、ここへ行きたいということは、その二通りです。今、自分の入ろうとしているところが心もとない。それか、ここがすばらしいか。だから、そのことを考えるべきだと思います。やはり教育委員会として、なぜこういう理由をつけてまで指定校変更をして、逆に言えば、遠いところに行って、手続もして、山を越えたりして行かなければ気がおさまらない、こういう状況をしっかり真摯に受け止めて、指定校であるもとの学校の改善をしっかりとさせていただきたいということですが、その点についてどうでしょうか。

○（教育）指導室主幹

今、委員がおっしゃったように、やはり学校ごとの差といいますか、そういうものを保護者が感じてしまう、そういうことになっていることについては、教育委員会としても大変反省しなければいけないですし、学校ごとの取組という部分もこれから充実させていかなければいけないのだろうというふうに思っております。学力の向上だけではないですが、今後、一つ一つの学校がきちんと子供たちを育てるところの取組をさらに充実させていくことで、自分の今の校区の中の学校に行っても安心だという気持ちを保護者に持ってもらえるように今後とも取組を充実させていきたいし、各学校でも指導していきたいというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎いじめ防止対策について

初めに、報告を聞いて 1 点だけ、いじめ防止対策についてなのですが、先ほど、ほかの委員の方の質問の中でも児童・生徒たちに考えさせるという話がありまして、また、いじめ防止サミットの話もありましたが、そのほかにも、例えば、各学校でどのように取組というか、そういうものでされているものがありましたら、説明していただけますか。

○（教育）指導室主幹

サミットの中では、各学校の取組がグループ協議の中で紹介されております。例えば、小・中学校において、朝、子供たちが校門に立って挨拶運動をしたり、それから、このいじめ防止キャンペーン中には、先ほど申しましたけれども、いじめ防止標語というものを子供たちに取り組ませております。今年度は 5,000 点の応募の中から 5 点を選びまして、各学校で教育委員会委員が外向いて表彰を行っているという取組も行っております。サミットの中では、望洋台中学校の生徒会の取組が映像とともに紹介されました。実際に生徒たちが演劇のようにいじめの様子を映像で流して、どうみんなでそれを解決していったのかというようなことも紹介されまして、各学校ともそういう取組が行われているというふうに感じております。

○秋元委員

私が議員になってからすぐですか、市内のある女性の教員のクラスだったので、いじめについてクラスの中でいろいろと議論しようということで、小学校 6 年生のクラスだったと思うのですが、みんなで話し合っ、クラスで映画をつくろうという話になったらしいのです。その映画の中で、当然、そのストーリーなども生徒たちで考えてやる中で、一般的と言ったら申しわけないのですが、誹謗中傷するような言葉を紙に書き出してみたいらしいのです。そうしたら、特に死ねという言葉を書けなくて、なかなかそこから話が進まなかったらしいのです。なぜそれが書けないのかということについてみんなで話し合っ、それがすごく、死ねという言葉が書けないという、ただ単に言葉で言えば死ねという言葉ですよ、でも、それが人にどう思うかをさせるのか、自分が人に対してその言葉を投げかけるに当たってどう感じるのかというをみんなで話し合っ、非常に勉強になったという話を聞いたことがあります。

やはり大人の側から一方通行ではなくて、先ほど主幹が言われたとおり、各学校でいろいろな取組もされる中で、子供たちがどうしてそれがだめなのかと議論する場といたしますか、それが非常に大事だろうと思うのです。そういう取組というのは、結構、クラスごとに自由に取組めるような状況なのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

各学校においては、いじめ防止キャンペーンの際に、学級指導又は道徳という形で、いじめについて考える時間を設けております。そのときには、教員側から一方的にこれはいけないということ言うのではなく、やはり子供の心を、本音を出させることによって、その本質についてみんなで考えていこうと、そういう取組は指導の中で行われております。まさしく、価値の植付けではなく、子供たちや、大人もそうですけれども、自身が考えて、そして、それについて、いけないことはいけないのだというふうに感じるということ、そういう取組は今後ともやはり必要であろうというふうに思っております。

○秋元委員

先ほどの中学生の、大人も考えなければならないという話で私も感じた部分がありました。先日、ある学校での講演会に出席させていただいて、若年層の、青年の心の変化とその将来みたいな講演だったので、その中で、発達障害とか、例えばニートですとか、引きこもりの問題から、将来の話、具体例も聞かせていただいて、大変勉強になったのです。40 人ぐらい保護者が参加されていたのですが、アンケート結果が、全員が、素晴らしい内容だったということで、私自身もそう感じたのですが、当たり前だと思っていることを改めて考える機会

というのが非常に重要だと思ったのです。その保護者たちのアンケートの話を伺いますと、そういう話を聞くような機会があるのだけれども、実際、初めて参加したですとか、そういう意見が結構あったのです。教育委員会としても、学校としても、いろいろな機会を設けてそういう機会はあると思うのですけれども、今後も、大きな単位というよりは出前講座的な感じで、少人数でも構わないので、例えばいじめ問題で保護者が考えるような場ですとか、そういうものも提供できればなと感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

先ほどのいじめ防止サミットで、子供たちのリーダーが集まって、このような宣言文が読まれました。各学校で話し合い、小樽全体からいじめをなくしていこうと。そういう宣言文が最後に読み上げられて、このサミットが終了したのですけれども、小樽全体からという言葉の中に、先ほどの中学校3年生の、大人も含まれるよねという言葉が生まれました。ということは、子供たちもいろいろなことを見たり聞いたりして、冷静に見ているのだらうと。学校自体は社会の縮図だと思いますので、そういった意味で、いじめ防止対策推進条例をつくることをきっかけに、今、委員がおっしゃったような、住みよい、思いやりのあふれたまちづくりにもつなげていきたいというふうに思っております。教育委員会では、今までも保護者向けの研修会をたくさん行ってきておりますけれども、やはり学校ごとのPTAの研修会などを充実させることも必要であらうというふうに思っております。

○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

次に、一般質問をした地域防災計画につきまして質問させていただきます。

◎市の外局部署への防災行政無線機の配備について

災害対策本部と救護対策本部との連携、方法、手段について伺いました。その中で、救護対策本部となる保健所には現在、防災行政無線が設置されていないということで、前回ですか、避難所などにMCAの無線なども配備されたと思うのですけれども、なぜ一緒に配備の運びにならなかったのか、その辺をまず説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

保健所へのMCA無線の配備についてですが、本市のMCA無線は、国の消防防災通信基盤整備費補助金を活用して整備を行ったところでございます。この補助金の対象が、市役所と、避難所となる学校等の施設や病院との間の通信連絡を確保するために整備するということになっておりましたものですから、当初、災害対策本部を置く市役所の防災担当執務室と、指定避難所、市立病院、合わせて72か所に配備し、保健所等の外局には配備ができなかったということでございます。

○秋元委員

今後、外局については段階的に配備を進めるということなのですが、まず、災害対策本部と、救護対策本部となる保健所以外に、何々本部となるような外局は何か所ぐらいあるのか、また、段階的な配備というのは、いつぐらいをめどにそういう施設に対して、外局に対して防災行政無線を配備するような計画なのか、説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

今後、配備を検討しているところでございますが、何々本部ということではございませんけれども、災害対策本部に各対策部、住民対策部など、先ほども話がありましたが、そういう部があります。その中心となるところ、例えば、保健所もそうですし、港湾室、水道局、建設事業課など、今、検討している外局は締めて15か所となっております。平成30年度までにはそのうち8か所分、31年度以降も早急に配備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

◎防災情報伝達の中継としてのMCA無線機の活用について

今回、防災ラジオについても伺って、それに関連づけてスマートフォンの活用なども含めて質問させていただきました。MCA無線につきましては、他都市の運用状況などを見ますと、ただの無線としての使い方ではなく、いろいろな方法があると認識しているのですけれども、その辺について、防災担当としてはどのように押さえていますか。

○（総務）小濱主幹

MCA無線を活用した、主に住民への情報伝達ということになるかと思うのですが、地域内の複数箇所に子局を設置して、スピーカーと接続して、一斉に情報をお知らせする同報系無線としての利用、あと、MCA無線の通信内容を受信できるラジオでお知らせするという活用方法などを承知しております。ラジオでお知らせするという場合、MCA無線の電波を直接受信できるラジオというのは現在ございません。MCA無線で使用している周波数をアナログの防災行政無線の周波数ですとか、地域振興波と呼ばれる周波数に変換し、改めて送信するというものですが、やはり中継局等を地域内に複数設置することが必要とメーカーからは伺っております。

○秋元委員

それで、予算的な部分ですとか、中継アンテナの数にもよるのでしょうかけれども、MCAの子機自体が中継機になるというものもあるみたいですね。その辺の考え方もいいですか、予算的な考え方も、その辺はどのように押さえていますか。

○（総務）小濱主幹

スピーカーというか、同報系の使い方ですが、雑駁な数字になってしまいますけれども、小樽市の場合、海岸線のほうに、スピーカーですと40から50ぐらい、2億円を超える事業費ということで押さえているところでございます。ただ、ラジオで受信するための送信設備については、まだ細かく金額までは検討していないところではございます。

○秋元委員

使い方によっては非常に安価にできるということで、また、そのMCA自体が移動局として、モバイルとして使えるということで、中継機にもなるということですので、その考え方によればそれほど、40か所、50か所のアンテナを立てなくても、十分に沿岸部の方々に情報を伝達できるような考え方もできるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

中身を詳しく、金額の面というところをまだ把握していないところもございますので、今後、どのような使い方をされているのか、実際に九州などでやっているところもありますので、メーカーなどを通してその辺の情報収集をしてまいりたいというふうに思います。

○秋元委員

◎防災にも活用できるスマートフォンアプリの開発について

防災ラジオにつきましても、今回、答弁でありましたけれども、メーカーによる生産が縮小していくのではないかなという話がありました。私としては、どのような形が一番いいのかなということで、例えば防災ラジオですとか、東京で用いられているスマートフォンを活用した防災対策なども含めて話をさせていただきました。

実際、防災に関しては防災担当になりますし、今回、答弁をいただきましたスマートフォンを活用したという部分では企画政策室ということで、スマートフォンの話は、2年前ですか、国の予算措置もある中で、他都市では防災に活用できるスマートフォンのアプリの開発などもされたということなのですが、実際、そういう予算があっても、例えば、企画政策室として防災に活用しようということであれば、そういう予算に目が行くでしょうし、逆に、防災担当としてそういうものを活用していくという考えがあれば、そういう予算措置に目が行くのでしょうかけれども、なかなかそうならないという状況があるかと思うのです。

東日本大震災から 3 年半が過ぎまして、小樽市として沿岸部に対する情報伝達の対策がなかなか講じられていない中で、私としては、こういう方法もあるのだけれどもということで提案させていただいているのですが、今後、例えば、国でスマートフォンを活用するという予算があったとして、そこに手を挙げるのは、やはり企画政策室という形になるのでしょうか。

○総務部長

財源があった場合のスマートフォンの活用方法について、今、企画政策室ではないかということでございましたけれども、庁内的に見ますと、やはり所管の課ということになると思いますので、防災であれば防災担当、観光であれば観光振興室、そういった形になるのではないかというふうに思っております。

○秋元委員

そうなのですが、アプリ自体が、さまざまな使い方ができるということで、例えば、防災だけにしてしまうと、そういう考え方もあるのでしょうかけれども、ほかの用途にも使えるということを考えて、行政サービスのことを考えると、やはりそういう面でも考えていけるのではないかなということを考えて、防災担当だけでそういう予算に目が行くのかなという感じがするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長

確かに、国の制度ということでこういう財源があるというのをチェックするのは、企画政策室の役割の一つであろうとは思いますが、そのシステムを使って何かをやるということになりますと、やはり現部になりますが、防災担当なり、観光振興室なり、基本的に、専門的な知識を持った人間が数いるわけではございませんので、そういった場合には、情報システム課の人間もおりますので、関係課の職員等で検討しながら前に進めていくというやり方もあるのではないかというふうに思っております。

○秋元委員

本会議でも総務部長からお話いただきましたけれども、予算的に大変厳しい状況ですから何でもできるというわけではないと思うので、どのように活用できるかという部分ではしっかりと目を向けていただきたいなと思います。もちろん、それに対してのさまざまな政策との合致といいますか、そういう部分もあるのでしょうか、いろいろな予算的な措置も国で考えられているみたいですので、それもしっかり調査・研究していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎災害時における北部地区の医療体制について

次に、北部地区での医療体制についてです。

済生会小樽病院と医療センターの移動によって、北部地区の災害時における医療体制が厳しいといいますか、対応できる病院が現在、計画上ないということで、それについて質問させていただきました。地域防災計画の修正に向けて医師会と調整中であるということなのですが、そもそも医療センターが小樽市立病院の開院に当たって統合されるという話は数年前、2 年前には既に確定していたことです。現在、統合された後でもその計画ができていない、防災計画上できていないということで、遅れた理由はどのようなものなのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

地区割りですとか、そういうところについては、私どもで決めるところでもないことでありまして、医師会と調整していたのですが、そこに時間をとってしまったということ、あと、地域防災計画を修正するタイミングが少しずれたということもありまして、今年度は、いつもですと 8 月などにやっていたりもするのですが、2 月に行うということで、計画の修正ができていなかったということがございます。

○秋元委員

2 月といいますともうすぐだと思っておりますけれども、例えば、北部地区の地域割りというのは、一般質問でも言いましたが、地域的に非常に広いので、計画上、分割して、例えば、6 地区ではなく、7 地区、8 地区になるよう

な、そういう考え方はしているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

市長の答弁の中にありましたけれども、基幹病院となり得る病院、ある程度収容力があるといった病院はやはり限られてきますので、逆に地区を集約して支援病院を増やすとか、そういう考え方もあるのかと。その辺のところでは医師会と調整しているというところでございます。

○秋元委員

たぶん今は具体的な話はできないのでしょうかけれども、既に具体的な中身というのは調整の中で出ているのか、それとも、まだなかなか具体的な話にまでは進んでいないのか、その辺はどうなのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

はっきりこれということではないのですが、ある程度、案というのをいただいておりますので、それとあわせて医師会と相談していくという形になるかと思えます。

○秋元委員

医師会の計画なりが出てきて、それには市としてあまり意見が言えないというような話がありましたけれども、地域防災計画上の考え方と整合性がとれるような形での市としての意見を医師会になかなか言えないという状況なのですか。

○（総務）小濱主幹

そういう話ではありませんで、お互いに話をして、ここはこうならないだろうか、ここはこうできないだろうか、物理的に無理なこともあるでしょうし、そのような調整というか、協議をさせていただくことは可能でございます。

○秋元委員

北部地区につきましては、想像するだけでも基幹病院となり得る病院がなかなか考えられないのかなと思えます。ぜひ、医師会とやりとりする中で、計画上、この地区に住まわれている方が不安に感じないような計画を立てていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◎避難所指定について

次に、避難所指定についてです。

今後、小樽市では「土砂災害」「地震」「津波」「洪水」の4種類の災害別に分けて避難所を指定するという考えですけれども、質問の中では、最大何種類の割当てになる避難所がありますかというような話をさせていただいたのですが、これから検討していくということだったのですけれども、一つの避難所、また、地域で複数の避難場所が考えられるような地域に対しては、例えば広報おたるや回覧板を使って周知するということでした。それだけではなかなか足りないもので、その地区に入るとの説明会なども必要ではないかなと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

避難所指定にかかわる地域での説明につきましては、説明会も含めて、広報、回覧板のほか、いろいろな方法と機会を通じて周知してまいりたいと考えております。

○秋元委員

一つの地域で災害別に避難所が違っていると、住まわれている方が非常に苦労されるといいますか、高齢の方の話を聞くと、そういう判断すらできないというような方も、地震が起きたらこちらの学校、土砂災害だとこちらの会館というような、その縦分けが、いざとなったときに判断できるだろうかというような心配をされている方もいました。そこは丁寧に説明会の中で皆さんに周知していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◎海拔表示板について

次に、海拔表示板についてです。

塩谷サービスセンターで行われた小樽市議会「市民と語る会」の中で、地域に住まわれている方が、海拔表示などがなくて非常に不安であるというような話をされていて、一般質問をさせていただきました。2年間に分けて75か所ずつ設置するというような話がありましたけれども、まず、その設置基準、例えば、その2年間にわたる地域、地区分けですか、その辺をもう一度説明していただけますか。

○（総務）半田主幹

海拔表示板の設置基準についてでございますが、海岸沿いの市道の交差点付近ですとか、主な避難方向の海拔5メートル、10メートル付近にある電柱に設置するという考えに基づいて設置しております。平成26年度につきましては、蘭島地区から手宮地区、港湾地区にかけて75か所に設置する予定としております。来年度につきましては、港湾地区から銭函地区の沿岸地域75か所に設置する予定でございます。

○秋元委員

避難方向と交差点ということで、このように基準が決まった根拠と申しますか、何を基にそのようにされたのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）半田主幹

通行している車両から見やすい場所という点、あとは、地域の方々、歩いていらっしゃる歩行者の方の目につきやすい場所ということを念頭に、場所を選定させていただいております。

○秋元委員

設置に当たって、避難する車から見やすいということなのですが、それより、通常の生活をされている中でそういう意識を持つことが大事なのかなと思うのです。避難するときは当然、避難場所に避難するわけですから、そのときに海拔を確認しながら逃げるということにはならないと思うのです。だから、避難方向に海拔表示がつくということ自体、違うのかなと感じるのです。

本来であれば、設置する地域の住民の方々などにも話を聞きながら、確かに75か所ですからすぐにはいかないのでしょうか、やはり、住んでいる方々が目にするような場所にふだんからないと、なかなかそういう防災意識にはならないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

生活されている方々が見やすい場所という事例の中で、塩谷地区については、5メートルと10メートルの海拔にある電柱がある場所にちょうどゴミステーションがありましたので、そういうところだと、目ごろから目にしやすい場所だろうということで、そこを選定しております。そのほかの電柱の場所につきましても、歩いていて見やすい場所ということで、地域に住まわれている方にとってふだんから目につきやすい場所ということ意識して選定させていただいております。

○秋元委員

それは、例えば国道沿いとか、そういう大きな道路ということではなく、生活圏内と申しますか、そのような中に入っても表示されるということなのですね。

本来であれば、その地域の方々に話を聞いたりできれば、もっと効果的なのかなと思うのですが、その辺は、考慮と申しますか、例えば町会の方に話を聞くとか、そのようなことは考えられていないのですか。

○（総務）半田主幹

実際の作業はこれからでございますので、その中で、ここにあったほうがということでありましたら、既存の標識をつけ替えるですとか、その辺は考慮に入れながら話を伺っていきたいと思っております。

○秋元委員

設置してしまってから移動するのは大変な作業だと思います。本当は設置する前に話を一度伺って、皆さんの要望に従ってできるほうがいいのかと思いますので、その辺もぜひいろいろと考慮していただきたいなと思います

ので、よろしくお願ひいたします。

◎事業評価について

それでは、事業評価、行政評価に移りたいと思います。

まず、来年度からの事業評価をするスケジュールを説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

来年度の実施スケジュールにつきましては、引き続き、事業評価をこれまで実施していない事業について進めることを考えておりました、評価作業につきましても、今年度と同様の手順を考えております。対象事業の選定ですとか、各部での一次評価の作業も、今年度よりも時期を早めて、なるべく年度当初から進められるよう、これから準備を進めてまいりたいと考えております。

○秋元委員

例えば、事業の選定はいつぐらいまでとか、事業評価調書をいつぐらいまでに現部なり現課の方に渡して、対象事業はこういう事業だというような話がいつだと、評価調書の回収といいますか、そこがいつぐらいだとかという、そういう計画といいますか、それはまだないのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、おっしゃったような具体的な作業ごとの日程、スケジュールにつきましては、まだ具体的なものはつくってありませんが、事業選定につきましては、残りの予算事業を考えておりますので、おおむね予算が確定し次第、選定はできると思います。ですから、今年度内には選定をある程度終えまして、すぐに、年度初めに向けて一次評価の作業を指示したいと思っております。一次評価につきましては夏場にやります、その後、二次評価などといったような手順で考えております。

○秋元委員

少し大まかな話だったのですが、一次評価ができ上がるまでにどのぐらいの、例えば1か月かかると、一次評価ができてから二次評価までが例えば2か月かかるとか、そういう流れといいますか、それはどのぐらいかかっているものなのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今年度実施しました約100事業、99事業なのですけれども、今年度の実績を考えますと、大体6月から9月ぐらいまで一次評価の調書の整理にかかっておりました。それから二次評価の作業等をやっております。当初予定していましたスケジュールよりも1か月程度遅れた形になりました。その原因としましては、評価調書の中身の確認、例えば、点検をした内容と一次評価の方向性、今後の方向性で整合性がとれないですとか、そういった部分を現部で調整したりですとか、成果指標の設定につきまして、なかなか何を成果とするか、どのように数字を把握するかということが十分に、各部の中でも精査されていない部分が多かったものですから、それで一次評価の評価調書の整理に時間がかかったところでございます。

来年度につきましては、そういったことを平成25年度からの試行を踏まえて続けてきておりますので、あと、こちらからも成果指標など評価調書の作成につきましてきめ細かなやりとりを行いながら進めていきたいと思っておりますので、今年度よりも早くに評価結果を出せるように努めたいと考えております。

○秋元委員

なぜスケジュール的な話をさせていただいたかといいますと、以前にも話をさせていただいた外部評価なり制度の、中身といいますか、上げていく中で、事業評価自体がスピードアップすることによって、外部評価なり新たな評価なりをする時間ができるのではないかなと思うのです。以前、外部評価につきましては、今後検討していくことだったのですが、それにつきましても、視察なりをされて、外部評価の有効性といいますか、それを認識していただいているというふうにするのですけれども、その辺も勘案した中での事業評価のスピードアップといい

ますか、その辺につきましてはどのように考えますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

おっしゃった外部評価の導入も、当然、今後を見据えながら、今やっている手法のさらなる時間短縮、スピードアップについても図っていききたいというふうに考えております。

○秋元委員

よろしくお願ひいたします。

それで、以前にも話したかと思うのですが、二次評価に、小樽市の事業評価では市長が加わっているということで、この二次評価ができ上がった時点で、市長が加わっているわけですから、これ自体が決定済みのものなのかという理解ができるのです。ただ、事業の中身によっては次年度の予算に反映しないものもありますし、縮小なり廃止なりも進めていくものもあるということだと思っております。ただ、そういう公表がされない中で、例えば、ホームページの中で二次評価まで出ていますけれども、それを見て、市長が、この事業は二次評価のとおり拡充でいく、廃止でいくというような公表がされていないので、これだけを見ますと、廃止となっているものはやはり廃止で進むのかなと感じます。昨日の予算特別委員会の中でも、ほかの委員の方が事業評価の中で廃止という表現をされているものについて質問されていましたが、そもそも二次評価に市長が加わるべきではなく、二次評価を受けて市長が自分の判断、政策なり公約なりと考えた中で、この事業は廃止と出ているけれども継続するのですとか、そういう判断になるかと思うのです。私が視察してきた市でもそういう判断なのです。そうでなければ、市長がやりたい事業というのが、このように事業評価をする中でなかなか反映できないのだろうなと思うのですが、今後も市長が二次評価に加わって判断されていくのか、また、今後、二次評価について、評価のとおり進める事業はこれとこれだというような公表もされるお考えはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、委員がおっしゃったのは、事業評価なり行政評価の進め方、評価結果の出し方ですとか、それをどう政策なりに反映させていくかということに関してのやり方の部分だと思っておりますけれども、おっしゃるとおり、今のやり方での二次評価は、次年度の見直しも含めて、今後の方向性につきまして、最終的には市長の判断ということで評価した結果でございます。具体的な見直しの実施の可否や時期につきましては、その評価結果を受けて、各所管部署での検討ですとか、もしかしたら事業の対象としての相手方があって、そこでの協議などを経なければならないというものもございますので、そうした上で、評価結果の実施につきましては、時期も含めて決められるものというふうに考えております。やり方として、評価をいったん出してそれを市長が実施する、しないの判断を改めてするということに関しましては、例えば、他都市で実施されています外部評価を見ますと、まず市の各部局で自己評価としての評価をして、それを踏まえて例えば市民などの外部の方にさらに評価を行っていただきまして、最終的にその外部の意見を受けて、市長が最終的な総合評価として判断を下すというようなやり方をしているところもございまして、委員のおっしゃるようなやり方、それから、他都市での外部評価の導入の事例なども検討しながら、外部評価を導入していく際には、そういうやり方についても検討していきたいと思っております。

○秋元委員

二次評価の結果について市長がどのように判断するかというのをはっきりしないと、事業評価の結果が出ているにもかかわらず、廃止になっているのに事業が継続されていたり、拡充となっているのにそのままの状況が続いたり、そういうことになってしまうかと思うのです。そうなる、見る方によっては、結局、市の都合のいいような、廃止したい事業を先に廃止していくというふうにとられかねないので、これが全てではなくて、市長が最終的にどのように判断されるかが最終的なことだと思っておりますね、やはりそこまでいかないと、事業評価をやっている意味と申しますか、最終的なものにならないなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

◎政策立案について

最後に、政策立案についてです。

小樽市では一般職員の方から新しい事業の政策ですとか、立案ですとか、そういうものがどのような形でされているのか、また、例えば、この近年、そのような、現場から上がってきて採用されて行われているような事業としてどのようなものがあるのか、説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

私どもで所管しております政策検討会議で、施策の方向性、ある程度、スケジュールですとか、手法ですとかを、各所管から上がってきたものを基に、案を基に方針の確定をまず一度いたします。その後、各所管で、再度精査する部分は精査して、最終的な決定が、企画政策会議という別の最終判断の会議がございますので、そこで判断がなされるという流れになります。

実際にどのような事案が出ているかということですが、直近の企画政策会議で申し上げますと、先ほど教育委員会から報告がございましたいじめ防止対策推進条例の制定、こういったものも、政策検討会議の中で、担当課から、その条例の制定の是非や方針について説明していただいて、このようにつくっていくという決定をさせていただいているという形になっております。ほかにもございますけれども、件数が何点かありますので、そこは省かせていただきます。

○秋元委員

政策立案につきましては、実は事業評価ともかかわってくることなのです。事業評価が職員の方に定着する中で、現課の方なり現場の方から、この事業をもう少しこう変えていったほうがいいのではないだろうかというようなこともたぶん出てくると思うのです。今回、障害者タクシー利用助成の質問をさせていただいて、利用率が非常に低いなど私自身思っている中で、たぶん現場にいる方もいろいろな状況を押さえていると思うのです。その中で、現場の方々から、では新しい事業を、例えば障害者の方から話を聞く中で、こういう事業のほうが効果的なのではないだろうかというような、そういう政策の立案とか、それを採用するような仕組みが小樽市でどのようになっているのかなどというのが考えにありまして、伺ったのです。事業評価が定着する中で、そのような意識を持たれている方もたぶん出てくると思いますので、今後また改めて政策立案につきましては、私も勉強して、質問などさせていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例について

最初に、（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例につきましては、当初、話を聞いたときに、いきなり条例化するのかということで少し驚いたのですが、ただ、国のいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、北海道の北海道いじめの防止等に関する条例、北海道いじめ防止基本方針などの背景と経過ということを考えますと、こういうことになるのかなと思います。私は、教育委員会の皆さんが非常に限られた条件の中で小樽市の独自性も非常に加味していることについては、本当にあらゆる角度から検討して努力した結果であったのだろうと思っておりまして、大変評価しているところであります。

これから、パブリックコメントに入るということでありますから、本格的ないろいろな議論があるのかもしれませんが、何点か伺っておきたい点があります。まず一つには、このパブリックコメントに入る前に、現場の意見がどのような形で集約され、反映されているのかという点について伺います。

○（教育）指導室主幹

学校に対してはこれまでも、いじめ防止対策推進法を受けて、学校における学校いじめ防止基本方針、組織体制

づくりのときにおいても、校長会等を通じて、その内容、学校としてこれからどのように取り組まなければいけないのだというような説明を繰り返してまいりました。（仮称）小樽市いじめ防止対策推進条例についても、案を校長会等で示すことで、その内容について説明し、意見をもらうという場を設定しております。

○林下委員

報告の資料を見ておまして、一つには、現状認識として、全国学力・学習状況調査などの結果を踏まえて、携10運動、あるいはスマートフォンの所持、あるいは使用時間の長さといったことにも指摘があり、私自身も、議会ですらこうした見解について話をしたことがありますから、非常に重要な要素だったのだろうなと思うのですが、一方で、子供の貧困の問題、家庭環境の問題、いろいろ複雑多様な要因というものもたくさんあって検討された結果だと思うのですが、そういったことがこの条例の中にどのような形で反映されているのかという点について伺います。

○（教育）指導室主幹

特に、子供の貧困、生活状況、そういうことにおいてこのいじめ防止の条例の中身が変わるということではなくて、やはりどの子供にもというところが一番ですので、そういう基本の姿勢は崩さないで作成しているというところでございます。

○林下委員

この点については、いろいろと認識というか、今までの議論の中でも訴えてまいりましたが、少しかみ合っていないのかなという部分もあるのですが、もう一つは、児童・生徒の役割ということで、子供の人権、権利というのがどのような位置づけになっているのか、その点についてはいかがですか。

○（教育）指導室長

資料にもございますが、「児童生徒の役割」として第8条にこれを示すこととしております。中身的には、子供たちが互いの人格を尊重するという、また、子供たちが基本理念にのっとり、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるような内容ということで、今のところ考えております。

○林下委員

これから第1回定例会でも一定の議論があると思います。その間に私どももしっかり勉強して、また、いろいろな知恵をかりさせていただいて、最終的な条例ということに結びつけたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎特定秘密保護法について

続いて、特定秘密の保護に関する法律が12月10日で施行されるという状況になりました。国会で議決されて1年以上経過しておりますけれども、それでもなおいろいろな団体による反対運動が盛り上がっているという事例は、なかなかほかにはないのではないかなと思っているのですが、一つには、特定秘密保護法の任務を担う地方公務員という項目がありまして、これについて、小樽市の職員や市長が指定を受ける可能性があるのかどうか、その点について伺います。

○（総務）総務課長

特定秘密に指定されるものは我が国の安全保障にかかわる秘密ということでございますので、国が保有する秘密事項だというふうに押さえております。そうしますと、私ども、例えば市職員ですけれども、国の安全保障上の秘密というものを保有することはないですから、この責任者、取扱者として指定されることはないというふうに考えております。地方公務員として考えられますのは、警察職員は、場合によっては指定される場合があるかというふうには思っております。

○林下委員

例えば、警察職員とか、いろいろと考えられることはあると思うのですが、自治基本条例も含めて、今、

地方自治体で情報公開というのが非常に求められておりますが、特定秘密保護法とのかかわりでこういった分野に規制がかかってくるというようなことはないのでしょうか。

○（総務）総務課長

私どもで情報公開をするのは、あくまでも市で保有する情報ということになります。結局、市で保有する情報という部分につきましては、国の安全保障関係の情報はございませんので、特に情報公開上の問題については生じないものというふうに思っております。

○林下委員

特に国会議員が中心だと思うのですが、議会で議員が質問した項目によっては特定秘密に触れる場合もあるというふうにされているようなのですが、その判断は誰がどういう基準で特定秘密だというふうにするのか、その点についてはどうお考えですか。

（「それは秘密だ」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

特定秘密の指定につきましては、大臣等の国の行政機関の長が指定するというようになっておりますので、あくまでも国の判断ということになると思います。

○林下委員

私どもが非常に危惧している点は、例年、アメリカ海軍の艦船が小樽港に友好・親善という目的で入港しているわけですが、これまでも小樽市は3条件というものを示して判断基準を明らかにしておりますけれども、その中の核兵器の搭載の有無について、これまでどおり条件として示してその判断ができるのかという点についてはどのようにお考えですか。

○（総務）総務課長

ただいまの米国艦船の核兵器保有の有無の関係なのですが、これにつきましては、国で特定秘密ということに該当する可能性はあるかというふうには考えております。ただ、実際に特定秘密に指定されたかどうかというのは、こちらに何か公表されるとか、通知が来るというものではございませんので、それについて実際なるのかどうかということについては何とも申し上げられないのですが、こちらとしましては、米国艦船入港の際の3条件がございますので、これが特定秘密ということで照会したとしても回答がいただけない場合にどう判断していくのかというのは、私どもも検討しなければならない事項というふうに認識しております。

○林下委員

私も、皆さんも、いろいろなこういう関係する事柄については頭を悩ませていると思うのですが、問題は、何が特定秘密に当たるかということが明らかになっていない以上、地方自治体に何らかの形でこれからの影響が、国の判断によっては及ぶことがあるのではないかと、こういうことを心配しているわけなのです。いつ、どういう基準でそういったことが起きてくるのか、例えば核の搭載の有無についても、問い合わせること自体がだめだと言われるようなことが起きるのではないかと。それで、そのようなことが本当にもし起きてくると、やはり地方の自治権にも相当影響を及ぼすことになる。その点を、これからみんなが真剣に考えていかなければならない点だろうと思うのですが、そういった場合の対処方といいますか、考え方については、きちんと国からの判断によってこうなりましたということは市民に公開できる範囲なのでしょうか。

○（総務）総務課長

基本的に、私どもで外務省に照会させていただくという形につきましては、法律上は、その情報の漏洩について共謀し、教唆し、又は煽動した場合に罰則が科されるということになっておりますので、市長名で文書照会をすること自体がこういう罰則に抵触することはないのではないかとというふうには考えております。ただ、現実的に特定秘密で回答できないということになった場合には、こちらとしては、艦船の入港判断の際に、当然、お知らせをし

ておりますので、それについては、外務省からの回答の状況については、一定程度お知らせをしなければならないものかというふうには思っております。

○林下委員

それでは、次の質問に移ります。

◎北海道新幹線について

北海道新幹線開業に向けて、2次交通の関係について、市長からも答弁をいただいておりますけれども、どうも議論がかみ合っていない部分もありまして、私は持論を押しつけるつもりは全くないのですが、やはり現実性が高く確実な方法で一定の交通機関としての定着を図るという意味では、やはり何としてもこの議論を前に進めていきたいというのが私の率直な願いであります。特に、新函館北斗駅に本州から入ってくる利用者は、いろいろな予測があるのですけれども、その数値を見ますと、一般的には、現在の函館駅の利用者数と比較するとおおよそ3倍くらいになるのではないかというふうに言われております。これを何とか小樽に引き込むために、やはり定期的のある2次交通の整備が必要だということでしたのですけれども、市長からはオール後志で推進していくというような答弁でありました。

この話を聞いていて、小樽市はクルーズ客船の誘致で一定の経済効果を上げておりますが、これは、小樽市としてこれまで相当の努力、あるいは投資も含めてやってきた結果であるというふうに思いますから、この経験を後志総合振興局や協議会の場でしっかり訴えていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道新幹線しりべし協働会議等で訴えていくという件に関してですけれども、道南地域と後志地域を結ぶ都市間バスの運行など2次交通対策につきまちは、後志地域全体で取り組むべきものと考えておりますので、しりべし協働会議などの中で、ほかの町村などと連携しながら、後志地域が開業効果を最大限に享受できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○林下委員

もう一つの観点として、北海道新幹線建設促進小樽期成会の提言書にも目を通させていただいておりますけれども、新小樽（仮称）駅が将来、札幌延伸で開業したときに、利用客が定着する、そういった足がかりをまず今つくっておかなければ、例えば旅行者については、新函館北斗駅開業で函館まで来たときに、旅行会社がツアーを組む、小樽のほうに旅行者を運んでくるというようなルートの開拓が必要だし、それが成功するか否かということが非常に大きな影響を与えるというふうに私は考えています。今、全国の新幹線の駅の中には数百人しか利用客がないという駅もあるらしいのです。それについては開業時の対策が非常に不十分だったというようなことが言われているのですけれども、その点についてはどのように考えておりますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線駅が開業したときに、単に通過駅となってしまって、人が流れてしまうのではないかという御質問ですけれども、我々、あと3か年かけて計画を策定していこうと考えておりますが、新幹線の新たな駅と、既存の観光客でにぎわっている観光地、中心市街地とをどう結びつけるかということ課題として捉えておりますので、そちらについては、今後、計画策定に当たって検討していくことになっております。

○林下委員

もう一つ、一般質問の中でも、特に室蘭回りの2次交通の現状と比較すれば、後志経由のルートは非常に遅れているという話をいたしました。皆さんも、当然、時刻表を見ておわかりかと思うのです。ただ、私がJRの現職の時代に、有珠山の噴火がありまして、線路が長期間にわたって寸断されるということがございました。それで、有珠山というのは100年単位で噴火を繰り返しているという歴史的な事実がありまして、そのときにJRの中でもいろ

いろな議論が実はあったわけでありまして。それで、近年、火山活動が再び活発化しているという状況を考えますと、樽前山の監視も強化されているというようなことも言われておりますが、私も有珠山の噴火を目の当たりにして、被害の実態も含めて大変なことだったのですけれども、復旧したらまた室蘭回りが圧倒的に力を発揮しているという状況が続いております。後志を考えますと、余市までの高速道路が着工される、あるいは最大の難所であった稲穂峠も高規格のトンネルが掘られるというように、条件が非常に変わってきているわけでありまして。そのようなことを考えますと、後志全体が、そういったものにもう一步踏み込んで議論していく背景も、環境も大分変わってきているのではないかとこのように思うのですけれども、そういった環境の整備だとか、そういった点については、この議論の中にどのような形で反映されているのか、お聞きしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

室蘭回りを補完する、いわゆる山回りの路線の強化という件ですけれども、山回りの関係につきましては、後志の各駅を停車し、後志を経由いたしますので、後志への波及効果には非常に影響が大きいものと考えております。現在、後志地域で検討しております北海道新幹線しりべし協働会議などでも、いかに函館から人を呼び込むかということを考えておりますので、そういった山回り関係の交通の体系整備、そういうものが重要であるとして考えております。

○総務部長

今、2次交通にテーマを絞った形で御質問いただいておりますけれども、確かに、新函館北斗駅まで来られた観光客をどう後志・小樽に誘導してくるかというのは大変な問題だと思いますし、真剣に考えていかなければならないと思います。一方では、今、御質問の中にもありましたけれども、やはり室蘭回りの優位性というのがありますので、そこら辺をどう考えていくかということになると思います。

一つ考えなければならないのは、2次交通というのはあくまでも交通事業者がやっていく話ですから、当然、ビジネスになりますと、黙っていても交通事業者がバスを運行するなりするということで、2次交通というのは生まれてくると思うのです。ですから、そのために、行政はあくまでも小樽なり後志の観光PRだとか、そういったことを一生懸命やりながら、2次交通がビジネスになるのだということを訴えていける、そういう基盤といいますか、そういった素地をしりべし協働会議の中でつくって行って、そういう土壌をつくって行って、その上で交通事業者に、先ほどおっしゃったクルーズ客船のような形で誘致の形に持ち込んでいく、そういった流れが一般的ではないかというふうに思っております。

ただ、私ども、何もしないというわけではございません。確かに、新函館北斗駅からの観光客をどうこれから引っ張っていくかということは大きな課題ですので、2次交通も含めて観光客の誘致には取り組んでいきたい、観光の話になりますけれども、そういった形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○林下委員

実は、ジェイ・アール北海道バス株式会社、あるいは北海道中央バス株式会社を含めて、何とか検討してもらえないかという話を率直に伝えておまして、御承知のとおり、やはり採算性というところが、事業者としてはなかなか踏み込めない原因だというふうに思います。一方では、JR北海道も、ニセコエクスプレスというリゾート列車を初めて小樽経由、函館行きの直通電車を運行したというのが、実は、あまりJR北海道が動かないのなら、バス、何としてもやるぞと、だから何とか考えれやという話をしたときに、そういうことが初めて起きました。だから、そういう意味では、事業者としてもいろいろ努力はしているのだと思うのですけれども、なかなかいま一つ、採算性の課題とか、そうだとすれば、後志全体が事業者の後押しをするというか、何とか開業に踏み切るためのいろいろな方策を提供すると、そういうことも必要ではないかと。いつまでも財政的な支援とか、そんなことをする必要はないと思うのですけれども、やはり軌道に乗るまでは何とか、軌道に乗るというのは、例えば、新函館北斗駅から小樽に都市間バスが走っていると全国の時刻表に載って、それが認知されて、地元の人も利用する、観光客

も利用できる、こういう足があるのだなという認知をされるまでには相当時間がかかると思うのです。その間をどうやってフォローしていくかということが非常に重要なポイントだと思うので、ぜひそういう点で検討をお願いしたいということであります。答弁は要りません。

◎市内職業高校の再編に当たっての要望について

次ですが、市内職業高校の再編について報告がありました。私も以前に質問した経緯がありまして、北海道職業能力開発大学校というのは、かつて、私どもが在籍したころは、職人の技術を習得するための学校だったのです。ところが、今は、本当に最先端の技術とか、研究というのが非常に進んでおりまして、大きく変貌したと。そのことによって大変優秀な生徒も集まって、そして、研究成果も高い評価を受けているというふうに言われております。就職難の時代でもほとんど100パーセント就職しているという実績があるそうです。残念ながら卒業生が北海道で就職している例はほとんどない、そういうことも言われているわけでありまして。そうしたことを考えますと、高校配置計画に係るアンケート調査や関係団体との意見交換というものは十分理解できるのですけれども、一つだけ言わせていただければ、ガラス工芸やものづくりといったネーミングで本当にいいのかな、生徒が集まるのかなというところが非常に気になっています。やはりもっともっと、アートデザインとか、そういう同じ学科の募集をするにしても、ネーミングについても注意していく、いわゆるガラケーを使っている私が指摘するようなことではないのかもしれませんが、イメージ的にやはり、職業能力開発大学校の例を見ますと、これは一体何の研究をしている学科なのだろうかと思うぐらい、ネーミングも違っておりますので、そういう点もぜひ参考にしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○（教育）学校教育課長

ものづくりということで、ガラス工芸、代表的なものとして、また、機械・金属製品などという、この「など」という部分では、北海道職業能力開発大学校でも今、情報機器といったものに非常に力を入れているというふうにお聞きしております。そういったもので、一つ大きなくくりとしてのものづくりには、将来を考えた中では、そういった情報系のもも含まれるということで、これから北海道教育委員会に要望して、具体的にどういうカリキュラムにしていくかという部分では、今、職業能力開発大学校で取り組んでいることも十分伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎人口対策について

人口対策について伺います。

まず、どういう捉え方をしているのか見解を伺いたかったのですが、いただいた資料4、小樽市の人口動向等及び人口対策に係る取組状況についてという資料の11ページの中で、「住民基本台帳 年齢別転入転出数推移」ということで、平成20年から25年までの数字及び構成比が出ています。その中で、20歳から24歳まで及び25歳から29歳までの構成比のところ網目がかかっているのですが、ここの部分の捉え方としては、20歳から29歳までのところが非常に転出しているの、ここに注視したいかというような捉え方をしているのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、おっしゃったとおりでございまして、この11ページの表につきましては、転入から転出を差し引いた転出超過の状況ということの中で、20歳から24歳まで、25歳から29歳まで、ここの転出超過の割合が非常に高いということで、マーカーをしている部分でございまして。

○成田委員

そういう捉え方だと読みが甘いかなと思うのです。なぜかというのを話しますと、小樽商科大学と北海道薬科大学、ほぼ、ここに転入してくるのは、小樽市外の学生が来ます。商大の場合は大体一学年400人、その中で住民票を小樽に移すというのは大体3分の1ぐらいいるかいないか、大体百数十人ぐらいです。言ってしまえば、15歳から19歳までのときに転入してきて、20歳から24歳までのうちに転出していくのです。そうすると、20歳から24歳までで、平成25年で257人という数字が出ていますけれども、実際は120人ぐらいは商大の学生なのです。その商大の学生に対策をしようと思っても、この120人はほとんど道外及び市外に出てしまう学生で、その人数が多いから何か対処したとしても、どうにかなるものでもないと思うのです。たぶんずっと昔からそのぐらいの人数が小樽に転入してきて、毎年、4年間たった後、転出していくと。なので、ここのところが実際に28.3パーセントかというところ、実際のところは百二、三十人ぐらいで考えておかないと、読みとしては、ここは転出が多いから大卒の人に職を、みたいな話にするのであれば、読みが違うかなと思います。同様に、25歳から29歳までも、薬科大が6年制になっているので、ここの部分ではもう少し数字的に下がるかなと。さらに、15歳から19歳まで、ここが67人しか減っていないから、全体としては7.4パーセントしか比率がないという読みも、これもおかしいと思います。15歳から19歳までのところには、薬科大の学生と商大の学生の入学者が150人とか200人ぐらい入っているはずなのです。そう考えると、差引きでその分だけ小樽の高卒の人が200人ぐらい出ていっていると。数字としてはマイナス67人と出ていますけれども、200人ぐらい大学生が入ってきているわけですから、実際には260人ぐらい出ていっているのではないかと。相対的に考えると、20歳から29歳までのところに網がかかっていますけれども、数字的には、実際のところ、15歳から19歳までの構成比のほうが高くなると思うのです。その辺まで読んで数字にしないと、商大の学生等は、来て、必ず出ていってというのが確定しているパターンの中で、商大生を100人雇えるような会社が小樽市内にあるのかというところ、ないわけですから、その辺の読みというものをもう少し考えてほしいというのがあります。

もう一点ですけれども、30歳代から45歳ぐらいまでの数字というのは、それほど大きく数字としては出ていないのですが、この辺の年齢層の転出の捉え方というのはどのように考えていますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

捉まえ方という部分、理由ということなのかと……

（「感想でも何でもいいです」と呼ぶ者あり）

ええ。かと思うのですけれども、これは、明確にどういう理由が何パーセントとかというような、そういう押さえは現在できておりません。あくまでも推測というようなことになりますけれども、それはやはり一つには転職ということで、職を求められてというようなこともあるでしょうし、あるいは住まいも含めた住環境的な部分で、例えば札幌に家を建てて行かれるとか、そのようなことも想定されるところでございますが、今日の冒頭に申し上げたようなデータのバックボーンが明確にあるというふうな状況ではございません。

○成田委員

実際に出ていった人にそういう聴取ができれば最高だと思うのですけれども、どうしても、今ある中での表現だと思うので、やむを得ないなと思うのです。

そのような中で何が言いたいかというところ、20歳から29歳までというのはほとんど、家移る、引っ越してくる、出ていく、でも、ほぼ賃貸です。持家ではないです。永住するわけではないです。考えなければならないのは、30歳代以上の世代は、持家を持つとか、いわゆる永住する可能性が非常に高いのです。国土交通省の平成24年のデータなのですが、家を着工する、家を買うときの平均の年齢を調べたら、20歳代で約6.6パーセント、30歳代で約40パーセント、40歳代で約18パーセント、50歳代で十数パーセント、30歳から50歳で家を買う人が7割方いると、全国平均ですから、北海道に当てはめるともう少し違うかもしれないですけれども。実際のところ、20歳代で家を移す人というのは、家を買っているというパターンが非常に少ない。むしろ、30歳代以上のところの数字というの

は、確かに数字としてはマイナス82人だとか、マイナス48人だとか、大きくはないですけども、言ってみれば重いわけです。家を買って出ていく可能性が高い、いわゆる永住してしまう可能性が高いと考えると、この20歳代のマイナスと30歳代のマイナスを同じ重さで扱ってしまったらまずいのではないかな。30歳代以上の転出に関しては、少しウェートを上げるような形で考えないと、単純に20歳代だけでここに対処しようという話だと少し違うのかなと思うのですけれども、その辺をどのように捉えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

そのような部分で話を申し上げますと、配付いたしました資料3の中で、「若年層の定住化を促進」ということで一番上のところに記載しておりますけれども、そういったものに向けて、三つの大きな柱、一つには雇用の場ということであり、もう一つには子育て支援と教育の充実ということであり、もう一つには、今も話がありました住まいも含めた生活環境の整備ということで考えておりますので、こういった三つの大きな柱をポイントに、今後、検討を進めていくべきなのかというふうに考えております。

○成田委員

ポイントそのものは全然間違った押さえ方をしているとは思わないのですけれども、割合等に関しては、単純にこの今出た住民基本台帳の数字どおりの対策とか、割合、ウェートのかけ方で考えてほしくはないなど。30歳代以上の転居に関しては、相当いろいろなウェートが重い転出だという、若しくは転入に関しても、永住する可能性が非常に高い転入だということを考えながらこの会議を進めていただきたいと思います。

それで、事前にいろいろ伺おうと思ったことを話したいと思うのですが、この小樽市人口対策会議について、そもそも人口が増える要素として考えられるものというのは何パターンありますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

人口が増ということになりますと、転出が減る、転入が増える、それから出生数が増えるというふうなことかと考えております。

○成田委員

たぶん、今おっしゃっていただいたとおり、社会的な増加か、若しくは子供が生まれる自然増か、その2パターンしかほとんどないわけですね。それで、今、人口対策会議をやっていく中で、まだ決まっていないと思うのですけれども、どの要素で増やすのか、自然増を増やしていきたいのか、それとも、そういった移住等を含めた社会増を増やしていきたいのか、そういった方向性とかというのは、今の段階で決まっていますでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

方向性については、今後の議論という部分もあるので、まだ決まっておりませんが、繰り返しになって恐縮なのですが、資料3の中で申し上げますと、大きなポイントとしては、若年層の定住化の促進を図りたいというのがまず一つございます。そうした中で、先ほど申し上げました三つの大きな柱を組んでおりますけれども、そのような三つの柱の事業を推進する中で、若年層の定着をいただいて、そのことにより婚姻数の増加に結びつけ、そういったことから出生数の増加に結びつけたいということで、こういった取組を通して社会減少の緩和と、それから自然減少の緩和と、こういったことに結びつけられないかということで検討しているところでございます。

○成田委員

今の答弁を聞いている限り、どちらかに偏ったという話ではなく、当然ながら両方になっていくという話だと思うのです、移住政策に力を入れていきますという話であれば、後の質問のつじつまが合わなくなるので、あえてそれを伺ったのですけれども。

それで、そういった子育て、いわゆる自然増を考える、若しくは自然減少の緩和を考えるのであれば、当然、産み育てる環境というのが必要なわけなのです。その産み育てる環境、医療も含めたところで、その議論というのは、この会議を行う中で、一体誰が担うのかなど。もちろん庁内での会議が相応にあると思うのですけれども、市民等

いろいろ委員を集めた中で、その部分の会議というのが、一体誰がそういう軸になれたり、若しくはそういう意見を出せる人がいたりするのかなというのが非常に気になったのです。

○（総務）企画政策室薄井主幹

民間の方もお入りいただいた人口対策会議の中で誰がというようなことになりますと、いろいろな各界の方に御参画いただいておりますけれども、子育てのNPO法人の方に御参画いただいておりますので、直接的にはこの方の御意見ということになるのかなと思います。そういう御意見をいただきながら、そういった御意見を踏まえながら、あくまでも人口対策会議ということで、会議としてほかの分野の方も含めて御議論いただくというような形で考えておりますので、あくまでも会議の会議体として議論は進めていっていただけるのではないかなというような考えでいるところでございます。

○成田委員

それで、私が非常に疑問に思っていた部分、かつ代表質問でも中村議員が取り上げたと思うのですが、なぜ医療や福祉にかかわるメンバーを人口対策会議に入れなかったかという疑問が出てくるのです。医療等、周産期医療を含めて、市立病院がやっていますという話であれば、ある程度、市立病院側で今後の方針を決められる、若しくはわかるといったことで、人口対策庁内検討会議でそういったところを担うというのはありだと思うのですが、一方で、現状は、産み育てる、周産期医療等の環境というのは民間に任せていると。その状況を知っている民間の方々の、特に医療等に携わる方の意見というのは非常に重要だと思うのですが、それについてどのように捉えているのか、見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今回、各界の方に御参画いただく人口対策会議の設置に向けて準備していく中で、周産期医療の関係がこのような状況になるというような想定をしていなかったという部分がまず一つございます。そういった中で、引き続き、そういう体制が確立されていくのだらうというような想定の下で、こういうメンバーに決定し、依頼したという経緯でございます。

○成田委員

そういうことが起きると思っていなかったとおっしゃっておりますけれども、実際、何度も何度もその可能性がりますよというのは指摘させていただいたところです。そのような中で、もちろん、そういった医療のところまでが深くかかわるとは、当時は思っていなかったかと思うので、そこまで厳しく、なぜ出なかったのだというふうに言いづらいですけれども、その一方で、やはり産み育てる環境等を含めて、その医療が整わないところに果たして人が住んでくれるのかということは、もう少し考えてもよかったのではないかなと思うのです。

それで、やはり、そういった産み育てる環境なくして人口を増やしましょうという理論は成り立たないと思うのです。全部、産むのも札幌で、子供の救急、小児の救急も札幌で、などという話になれば、当然ながら札幌に住もうということになってしまうと。本市の医療等について、もう7年前からずっと、こういった医療のバランスが崩れるのではないかなという指摘をさせてもらって、かつ周産期医療がなくなれば、若しくはそういった縮小するようなことがあれば、小樽の人口増加なども望めないですよと、再三にわたって訴えていたわけです。

一番、今回の産科が休止になった理由というのは、個人的な、医師の異動とか、どこかに移ったというよりも、まとめて2人、若い医師がいなくなるということを考えると、ここの周産期医療、後志の周産期医療にビジョンが描けなかった、そういったところが感じられなかった、だからもっと必要なところに人員を配置することを検討したからではないかなと思うのです。

当然ながら、医療と人口というのは、なかなか、どう結びつくだという話になると、大変かもしれないですが、実際、周産期医療に関しては、出生数が落ちていて症例数が少なくなっていた、産科医の方にとっては、経験を積む回数が少なくなってきたというふう聞いています。そのような中で、やはり人口と、そういった子育て

てをする、産むようなところというのは、相応にリンクしてくるわけなのです。私が再三にわたって昔から申し上げているのは、小樽の将来的な医療のビジョンというのは一体どこで描くのだと、再編・ネットワーク化で再三そういうところを指摘しました。しかし、当時の山田厚副市長はのりくらしとかわすだけで、結果、こうですよ。本当に小樽が人口の問題を考えるのであれば、一体どうやって医療を設けて、若い人や子育て世代、そして高齢者の方に安心して住んでもらうか、そういうところの議論というのは一体どこで行うのか、そこが非常に不足しているのではないかというのが私の意見なのですが、それについてもお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室長

医療の将来のビジョンについての検討が必要だということで、まさしくそうだと思います、私もあまりそういう医療関係に携わっていないものですから、詳しくわかりませんが、今、再編・ネットワーク化での議論の話もございましたけれども、全国的に医師の不足が問題になっていまして、保健所から聞いた話を伝えますが、国でも、2025年に団塊の世代が75歳以上になるときは、もっと医療、介護の部分が大変なことになるのではないかとということで、平成26年に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律を成立させたようでございます。今ございました地域における効率的な、効果的な医療体制を確保するために、この法律では、都道府県が将来の地域医療体制のビジョンを策定しなさいということになっているというふうに聞いております。今後、北海道がそういう形の取組を進めていくと思います。当然、小樽市は公立病院を持っていますし、保健所の設置市でもございますから、その辺の連携が出てくるかというふうに思っております。

○成田委員

道がそこで描いてきちんとそのとおりになるかということ、実際なるのか。正直なところ、医局等の意向に道の意向が強く反映されるということは非常に考えにくい。さまざまな状況がある中で、道だけでしっかりやってください、私たちはわかりませんというスタンスは非常に危ういかなと思うのです。

それで、何を言いたいかということ、もう少し、医療や福祉の部分にかかわるところについては、しっかりと、そういう専門知識のある人、かつ、これは民間の方にやっていただきたいと。もちろん、保健所などを含めて医療体制をわかっていらっしゃる方がいますけれども、やはりどうしても、官が持っている見解と民が持っている見解というのは、若干なりともずれがあると思います。そういったところを埋めて、将来の落としどころ、小樽の医療体制をどういった形にしていくのかというのがやはり現実的な話だと思うので、こういった形で既に会議が進んでいるわけですからさらにメンバーを増やしてという話にはなかなかならないと思うのですけれども、例えば、別途、医療・福祉にかかわる部会を設けて、そこから答申を得て反映させるとか、そういったことはできないのかというところを最後にお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室長

医療の関係は非常に大きな問題だと思います。今、人口対策ということで、民間の方に入っていていただいて会議を設置していますけれども、この問題をそこでどっぶり取り上げるというのは、かなりハードルが高いことだと思っております。現実には、それはなかなか難しいかというふうに思っております。庁内検討会議では、医療関係の部長職も入っておりますし、そういう議論もしていきますし、そこが中心になって庁内連携をとっていけると思えます。外部の部分については、現状では医療関係の委員は入っておりませんが、議論の状況において、必要に応じて医療の方の御意見を聞くような機会を設けるとか、そういうことを検討していきたいというふうに考えております。

○成田委員

特に医療に関しては、なくなったと決まってから、後から慌てて何とかしようとしても、手遅れだったというパターンが多々あると思います。岩内協会病院の話もそうですし、やはり先手先手を打たなければならない分野だと思っているので、ぜひそこについては再度、考慮していただいて、反映させていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、総務常任委員会の理事者の皆さんを含めましていろいろ議論させていただいて、本当にお世話になりました。いろいろやり残したことはありますけれども、ぜひこの人口対策等を含めて、皆さんに何とか踏ん張っていただきたいなと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 57 分

再開 午後 5 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 21 号は可決、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号、第 293 号ないし第 308 号、第 319 号、第 325 号ないし第 739 号、第 741 号ないし第 810 号、第 812 号ないし第 834 号及び第 836 号は採択を主張して、討論を行います。

最初に、議案第 21 号小樽市非核港湾条例案についてです。

オーストリアのウィーンで開かれた第 3 回核兵器の人的影響に関する会議は 9 日、核兵器のない世界の達成と維持に向けた次の段階への移行を呼びかける議長総括を発表し、閉幕しました。広島・長崎被爆 70 周年と核不拡散条約再検討会議を来年に控え、核廃絶の具体化を求める内容となっています。条例の制定は、核兵器廃絶の運動をさらに広げていく一助になります。可決を求めます。

次に、陳情第 319 号及び第 810 号についてです。

申告の種類により家族の労働が認められないとする不当な条文が所得税法第 56 条です。家族経営における家族の労働は、家事手伝いなどではなく、正規の労働です。早急に廃止が求められています。

次に、陳情第 836 号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方についてです。

行政機関が保有する情報を行政機関の長が広く秘密指定をし、秘密を漏らした公務員や民間人に最高で懲役 10 年の厳罰を科す秘密保護法が、10 日、施行されました。同法は昨年 12 月、国民の 6 割が反対し、法曹界やマスメディアから強い反対の声が上がる中、これを無視して安倍政権が強行しました。民意を尊重し、直ちに廃止すべきです。

次に、そのほかの新・市民プールに関連する陳情についてです。

本会議の答弁で、建設地を探していると言いました。委員会審議では、適地があれば先行取得することを求めました。ところが、取得を明言しませんでした。これでは、土地を探すと言いながら、探しても手に入れないことになりかねません。新・市民プールの建設に足を踏み出すべきです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めて討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 21 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第836号について採決いたします。

採択とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において可否を裁決いたします。

(「はい、しっかり」と呼ぶ者あり)

本件につきましては、委員長は不採択と裁決いたします。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。